

第 68 回 全国代表者会議 決議

2013 年 3 月 16 日
全国大学院生協議会

全国大学院生協議会（全院協）の意義と役割

目次

| | | |
|-----|----------------------------------|----|
| 第1章 | 大学院生を取り巻く情勢と大学院生の実態..... | 3 |
| 第1節 | 大学改革..... | 3 |
| 第2節 | 学費・経済支援..... | 10 |
| 第3節 | 就職問題..... | 13 |
| 第4節 | 奨学金問題..... | 16 |
| 第5節 | 留学生問題..... | 22 |
| 第2章 | 2012年度の活動の到達点と課題、2013年度への提言..... | 24 |
| 第1節 | アンケート..... | 24 |
| 第2節 | 省庁・議員要請..... | 26 |
| 第3節 | 学生支援機構要請..... | 30 |
| 第4節 | 広報活動..... | 33 |
| 第5節 | カンパ活動..... | 36 |
| 第6節 | 他団体連携..... | 37 |
| 第7節 | 加盟校拡大..... | 39 |
| | 2012年度の活動の記録..... | 41 |

第1章 大学院生を取り巻く情勢と大学院生の実態

近年の世界的な経済危機は、新自由主義の推進とそれへの修正・反対という二つの流れを世界の大きな思想的潮流として浮かび上がらせた。特に青年をめぐる情勢は、世界的に悪化している。国際労働機関（ILO）によれば、2012年の世界の失業率は5.9%、青年はその倍以上の12.6%となっており、「若者はこの危機で特に厳しい状況に置かれている」とする。この状況は今後もさらなる悪化が予想され、将来にわたる社会経済上の危機が指摘された¹。これに対して、多くの青年・学生たちが立ち上がっている。オーストラリア、カナダ、ドイツ、フランス、韓国、スペイン、イギリスなど各国で、新自由主義的な大学政策に基づく学費の値上げや学生の立場を無視した大学改革に反対する運動が盛り上がった。

日本の大学院生をめぐる情勢は、2012年度に4つの注目すべき変化を迎えた。第一は、6月に文部科学省が「大学改革実行プラン」を発表したことである。同プランは、国家戦略として位置付けられたことから、新たな大学改革の出発点として注目される。第二は、9月に政府が国際人権規約A規約第13条2項(b),(c)の留保を撤回したことである。さらに、これと前後して学生や法律家などから新たな運動が現れ、メディアでは大学院生や学生の経済問題を次々と報道するようになっている。第三は、民主党の野田政権が2013年度予算策定において国立大学運営費交付金を大幅に削減するなど、一層の高等教育に関する基礎的予算の削減を推し進めたことである。同時に行われた消費税増税や社会保障改革も含めて大学院生の研究と生活に大きな影響が及ぶことが予想される。第四は、12月に行われた衆議院選挙の結果、第2次安倍自民党政権が誕生したことである。新保守主義的・新自由主義的な教育改革を志向する首相の再登板について今後の動きに注意してゆく必要がある。

こうした変化がどういった意味を持つのか、基本的情勢をさらに検討してゆきたい。第1節では中長期的な動向と最近の新たな動向から、近年の大学改革によって大学院が根本的な危機に瀕していることを述べる。続く第2節では大学院生の経済実態が極めて厳しいこと、第3節では大学院生の就職不安とそれに対する政府との認識のズレが存在していること、第4節では奨学金が金融事業化され本来の役割を果たしていないこと、第5節では政府による留学生の問題への対応が立ち遅れていること——などを明らかにしてゆく。これらが大きな矛盾として社会問題化しており、新たな情勢を含めて、大学院生の実態に即した訴えと運動を進めることが全院協に課された任務である。

第1節 大学改革

第1項 中長期的な動向——基盤的経費の削減と競争化・大学破壊の進行

政府の2013年度予算案は、基盤的経費から競争的資金へという動きを推し進める結果となった²。基盤的経費を見ると、国立大学運営費交付金は1兆792億円（前年比-5.1%、574億円減）、私立大学等経常費補助は3175億円（前年比-0.4%、12億円減）など、さらなる削減を強いられている。しかも、重点配分がさらに強化されたこと、少なからぬ額が東日本大震災を受けた復興特別会計に依存しているこ

¹ ILO 報告書「世界雇用情勢 2013年版」（日本語要約版）。特に先進国で失業者が増加していることに注意したい。

² 文部科学省「平成25年度文部科学関係予算案主要事項」（2013年2月）など

と、国立大では法人化の意義を無視した大学の自主性を蔑ろにし、国家公務員の人件費削減に準拠した一律の減額を行おうとしていることも指摘したい。そもそも、国立大では 2004 年に法人化して以降、一貫して予算が削減され続けており、既に十数の地方国立大の予算額に相当する約 1500 億円が失われている。私立大も日本の高等教育に大きな役割を担っていながら³、2006 年から約 150 億円が失われている。

競争的資金は、高等教育局所管のものに限っても大学改革の推進や支援、教育研究の基盤整備や活性化といった名目で約 1200 億円（前年比約 100 億円増）で、科学技術や研究振興・開発を含めるとさらに膨大な額になる。科学技術研究費補助金（科研費）の予算は 2381 億円と減少傾向であるが、2013 年度中に研究者に配分される額については 11 億円増加している。また、日本学術振興会の特別研究員事業は 182 億円とわずかに拡充されている。注目すべき動向としては、授業料減免の拡大、日本学生支援機構の奨学金予約採用枠の拡大、「世界をリードする大学院の構築等」に 255 億円（前年比 53 億円増）、留学生・科学技術関係予算の削減などが見られよう（詳しくは第 2 節以下を参照）。

こうした予算措置に見られる高等教育政策の動向は、2009 年の政権交代前から続いていた。元来、日本の高等教育政策は教育の機会均等を無視する予算の抑制と受益者負担主義が根強く、1980 年代の新保守主義的な教育改革の中で予算は減少傾向へ転じた。90 年代に入ると大学院重点化政策によって大学院の規模は拡大し、大学院生数は 90 年の 90,238 人から、2000 年には 20 万人を突破し、11 年に 272,566 人に達した（12 年は減少して 263,289 人）。同時に進行した大学改革は主に大学審議会—文部省が中心となって、学問の自由・大学の自治の原則を侵しながら、競争的資金による財政誘導、管理・経営のトップダウン化、規制緩和による競争化などを進めた。基盤的経費から競争的資金へという動きは、この流れの中で生じた現象である。近年の大学改革の出発点と位置付けられる 98 年の大学審「21 世紀答申」は、グローバルな競争を強調して、大学の自己責任論に基づく活性化／管理化を特徴とする⁴。この方針の下に、主に中央教育審議会大学分科会—文部科学省の主導で新自由主義的な政策が一層進められた。こうして専門職大学院の設置、社会人・留学生大学院生の増加、大学の序列化が生じており、05 年の中教審答申は選択と集中、産業界のニーズを謳うに至っている⁵。これらの背景には、産業競争力に直結するグローバル人材／人財を求める経済界の動きがある。

現在、近年の大学改革に伴う歪みが大学の教育と研究を破壊している。大学の教職員も多くが多忙化や不安定雇用に苦しみ⁶、グローバル化の掛け声の下で導入された海外の制度が、管理化や経費削減などに悪用される例も見られる。国立大学法人の自律性の弱体化や私立大を中心とした経営主義化や財政悪化が進み、給与削減や大学院新設をめぐる学内の対立、大学設置をめぐる政治問題が起こった。法科大学院は司法試験や司法修習生の給費等の問題が相次いでいる他、大学院そのものの募集停止や縮小が相次いでおり、法学研究との兼ね合いも問われている⁷。また、独立行政法人改革の中で研究や生活を支援

³ 例えば、文部科学省「平成 24 年度学校基本調査」（2012 年 12 月）によれば、私立大は大学数・大学生数の 7 割以上、大学院生数の 35.0%を担っている。国立大の規模がほとんど変わらない以上、学生数・進学率の上昇はもっぱら私立大に担われる。しかし、学生一人当たりの国庫支出は国立大の 10 分の 1 以下である。

⁴ 大学審議会「21 世紀の大学像と今後の改革方策について（答申）」（1998 年 10 月）

⁵ 中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像（答申）」（2005 年 1 月）、「新時代の大学院教育（答申）」（2005 年 9 月）

⁶ 文部科学省「大学等におけるフルタイム換算データに関する調査」（2009 年 9 月）など。全大教・日本私大教連の各種調査からも明らかである。

⁷ 募集停止は、2010 年度に姫路獨教大、12 年度に明治学院大・大宮法科大学院大・神戸学院大・駿河台大

するはずの日本学生支援機構・日本学術振興会・国立試験研究機関の自律性が弱まっていることも指摘しなければならない。

もはや日本の大学院生は、劣悪な教育・研究環境に置かれていると言わねばならない。文部科学省が自ら認めるように、GDPに占める高等教育への公的支出はOECD諸国の平均の半分にも満たない0.5%と、ついに先進国最悪の値に転落している。学生や家庭による私費負担はOECD諸国の平均の倍であり、自己負担の重さは明らかである⁸。全院協の「アンケート調査」からも、経済問題が大学院生の研究と生活に影を落とし、いびつな高学費と名ばかりの経済的支援などが明らかになっている。61.3%が「収入の不足が研究に影響を与えている」と答え、57.0%が「研究環境に不満がある」とし、その理由として学内の研究スペースや必要な資料・書籍の不足、図書館や教室などの学内施設が利用しにくさ、PC・ネット環境の不備などが見られる。成果主義・業績主義的な風潮に対して76.2%が「負担を感じている」と答え、学年が上がるほど値は上昇する。NHKはこの調査に基づいて「大学院生4人に1人 バイトで研究に支障」と報道して大きな反響を呼んだ⁹。また、大学院生の13.0%が心身の不調で研究に支障をきたしていることも無視できない。苦しい大学院生活の末に「高学歴ワーキングプア」になる例は枚挙にいとまがない。

第2項 新局面を迎える大学改革——中教審、大学改革実行プラン、安倍自民党政権

近年の高等教育・科学技術政策の動きは、新たな局面を迎えようとしている。中央教育審議会は2011年1月31日に新たな答申「グローバル化社会の大学院教育—世界の多様な分野で大学院修了者が活躍するために—」を出した。これは05年の答申を具体化するもので、大学院教育について体系化・産学連携・多様なキャリアパスを通じた機能化、グローバルで高度な人材の養成などを打ち出している。次いで12年8月28日には学士課程教育の質的転換を目指す答申と、教職課程の修士化と教育課程・教員採用への介入を志向する答申が出ている¹⁰。今後の動きとしては、法科大学院の統廃合を視野に入れた見直し、大学入試改革が目目される。また、11年12月頃から活発化した東京大学を中心とした秋入学への全面移行の議論は、大学や社会の現状を無視した動きへの批判の中で13年1月に事実上の断念が発表された¹¹。この他、大阪府立・市立大の統合問題も具体化しつつある¹²。

2011年8月19日に閣議決定された第4期科学技術基本計画は、国家戦略の中心としての「科学技術イノベーション政策」を打ち出している。特に従来の重点配分方式から産業イノベーションを主眼とする「課題解決」型の研究開発への転換は、科学技術の研究・開発を経済産業政策に従属化させるものである。

2012年6月4日、文部科学省は「大学改革実行プラン—社会の変革のエンジンとなる大学づくり—」

の計5校。法学研究との兼ね合いについては、「法学部、研究者離れの危機 法科大学院設置が響く」（『朝日新聞』2012年8月10日付）

⁸ 文部科学省「教育指標の国際比較 2012年版」（2012年3月）

⁹ NHKニュース、2012年11月19日放送

¹⁰ 中央教育審議会「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて—生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ—（答申）」（2012年8月）、「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（答申）」（同上）

¹¹ 「秋入学へ移行、社会制度整わず困難…東大長」（『読売新聞』2013年1月18日付）

¹² 大阪府市新大学構想会議「新大学構想〈提言〉」（2013年1月28日）、大阪府市統合本部「大学の統合に係るスケジュール」（2013年2月）

を発表した。同プランは、11年11月の行政刷新会議主催の「提言型政策仕分け」における大学改革の方向性のあり方の議論を受け、同年12月15日に文部科学省内に大学改革タスクフォースが設置され、当時の平野文部科学大臣の報告を踏まえて半年間で取りまとめられた。中教審を介さずに政府の国家戦略として位置付けられた同プランは、今後の大学改革の方向を考察する上で重要なものである。

大学改革実行プランは、急激な少子高齢化の進行や地域コミュニティの衰退といった日本が直面する課題や将来想定される状況をもとに、今後目指すべき社会、求められる人材像・目指すべき新しい大学像を念頭に置きながら、大学改革の方向性を示す（表を参照）。2012年度に直ちに実行する事項を明らかにするとともに、同年と第2期教育振興基本計画期間を大学改革実行期間と位置付け、計画的に取り組むものとされている。そのために、この6年間の期間を3つに区分——2012年度「改革胎動期」＝改革の枠組みの方針の決定、改革モデルを先行実施する。2013-14年度「改革集中実行期」＝制度・仕組みの整備、支援措置を実施し、改革モデルの全国展開を行う。2015-17年度＝取り組みの評価・検証を行い、改革のさらなる進化・発展を行う——し、PDCAサイクルを展開することとしている¹³。

すでに4月9日の国家戦略会議では、国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助のメリハリを付けた配分などで統廃合等の促進を含む大学改革を推進することが提起されている¹⁴。大学改革実行プランが発表された際、マスメディアでは大学の統廃合の問題が大きく報道されたことは、こうした点を背景に持つ。この問題からは、同プランの策定に財務省の財政削減路線が反映されていることが窺える¹⁵。今後、文科省は「国立大学改革プラン」の策定を予定しており、この問題から目を離すことが出来ない。

大学改革実行プラン全体像

■ 第一の柱「大学の機能の再構築」

(1) 大学教育の質的転換と大学入試改革

学生が主体的に学び考える課題解決型の能動的学修を中心とした教育へと転換することが必要であり、学生の学修時間を欧米並みの水準に引き上げることやそのための環境整備を行う。また、大学入試改革においては、予測不能な社会の変化に対応できる人材を育成するために、従来の教科の知識を重視した入試から、志願者のクリティカルシンキングを重視するとともに、意欲・能力・適性等の多面的・総合的な評価に基づく入試への転換を進める。

(2) グローバル化に対応した人材育成

大学教育の中でグローバル人材を育成していくために、国際化の拠点大学の形成や学生の双方向交流の推進、学生の語学力向上、リーディング大学院の構築、産学協働によるグローバル人材・イノベーション人材の育成推進に取り組む。具体的には、拠点大学の形成については、自ら達成目標を設定し、大学の国際化に取り組む大学を40件程度支援し、また、入試におけるTOEFL等の活用や英語による授業の導入など、大学による学生の語学力向上のための取り組みに対しても支援を行う。さらに、奨学金の給付等を通じた日本人学生の海外留学の促進や外国人留学生の戦略的受入れの推進、産学官にわたり

¹³ 「今日の教育改革の方向性について～国家戦略会議における議論、大学改革実行プラン～」(『教育委員会月報』、第一法規、2012年、33-38頁)

¹⁴ 国家戦略会議「資料1 次世代の育成と活躍できる社会にむけて」(平成24年度第3回会議)

¹⁵ 斎藤剛史「国立大学の再編が本格的に始まる？」(Benesse教育情報サイト、<http://benesse.jp/blog/20120709/p4.html>、2013年2月28日閲覧)

グローバルに活躍するリーダーを養成することを目的とした大学院教育の抜本的改革（リーディング大学院の構築）を支援していく。

(3) 地域再生の核となる大学づくり（COC<Center of Community>構想の推進）

地域の再生・活性化に貢献する活動を支援することで、地域再生の拠点としての大学の機能強化を図る。この大学 COC 事業においては、大学全体として地域を志向した教育・研究・社会貢献を進める大学等（短大、高専を含む）を支援し、各大学の強みを生かし、大学等の機能別分化を推進する。

支援対象としてはⅠ総力型—大学内の全組織が有機的に連携し、地域のための大学として全学的に教育課程の見直しを含む地域再生・活性化のための取り組みを進め、将来的には教育カリキュラム・教育組織の改革につなげる取り組み—とⅡ地域ハブ型—自ら地域のための大学として地域貢献の取り組みを進めることに加え、地域の他大学等と連携し、地域再生・活性化の中核的拠点となる取り組み—の2つの型が挙げられている。

(4) 研究力強化：世界的な研究成果とイノベーションの創出

研究力を有する大学が、「リサーチ・ユニバーシティ」として持続的に成長するため、これまで取り組んできた競争的資金や研究拠点形成支援などの支援ポイントを絞った集中的なプロジェクトとともに、学長のリーダーシップに基づく大学単位の研究力強化策に対する支援を検討する。

■第二の柱「大学の機能の再構築のための大学ガバナンスの充実・強化」

(5) 国立大学改革

各国立大学のミッションを社会に対して明確にし、それぞれのミッションに応じて改革を促す。具体的には、すべての大学・学部のミッションを再定義し、改革の工程を明確にする。また、改革を促進するため、ミッションに応じた予算の戦略的・重点的な支援を行うとともに、大学間の連携の多様な制度的選択肢の検討、提案を行うなど、改革深化のためのシステム改革を加速する。

(6) 大学改革を促すシステム・基盤整備

大学が自らの活動状況を把握・分析し、かつ学内外の様々な者にわかりやすく発信するための「大学ポートレート（仮称）」の整備、及び大学ポートレートや機能別評価にも活用できる大学の強みを伸ばす客観的評価指標の開発を行う。また、機能別分化に対応し、各大学の強み・特色を伸ばすため、特定の教育研究活動に重点を置く評価を導入する。

(7) 財政基盤の確立と資金配分の実施

私立大学については、私学助成の基盤的経費としての基本的性格を踏まえつつ、質の高い教育を展開する大学への加算措置や情報公開状況等に応じたメリハリの強化を実施し、平成 25 年度からは学習時間の確保、地域再生の核となる取り組み、産学連携・大学関連系統の特色ある取り組みへの支援を強化する。また、国立大学については、潜在力のある大学に対し、エビデンスに基づいて分野別に基盤的経費による重点的支援を行い、日本全体として機能面に着目した各種の大学群の層を厚くし、国際競争力の強化を図る。

(8) 大学の質保障の徹底推進

私立大学について、①設置基準の明確化や設置審査の高度化、認証評価の改善など一貫したシステム

により教学の質保障をトータルで行う仕組み、②経営上の課題を抱える学校法人について、個別の状況に応じて実地調査やきめ細かい経営指導を行うことにより、早期の経営判断を促進する仕組みを確立し、教学・経営の両面から質保障の徹底を図る。

12月16日に行われた第46回衆議院議員総選挙の結果、与党民主党が惨敗し、自由民主党・公明党が3分の2以上の議席を得て、同月26日に第2次安倍自民党政権が成立した。選挙時には政策の柱の一つとして「教育再生」を掲げており、その中で「高等教育政策・大学政策の積極的な推進（大学ビッグバン）」が重要な位置を占めている。その主な内容は以下のものである¹⁶。

- ・経営が悪化したり、質が著しく低下したりした大学には改善を促し、成果が認められない時は退場を促す仕組みを確立する。
- ・社会や学生ニーズの観点からの新規参入認可プロセスの明確化など、大学強化のための設置基準の見直し
- ・世界トップレベルの大学を特区化し、諸規制を撤廃する。
- ・開かれた教育と研究体制をつくり、学長のリーダーシップを強化するため、学長と教授会の役割の明確化や、学長を支えるスタッフ（理事、副学長、財務等の専門スタッフ）の抜本的強化、学長裁量経費の充実。

このように、自民党政権による大学改革の下で、今後大学はさらに厳しい競争的環境に置かれることが予想される。

また、大学院教育の抜本改革についても政策を掲げている。教育活動の一層の重視、多様性を確保しての体系的かつ集中的な人材育成の取り組みの強化、産業界などとの連携・協力、社会人が学ぶための環境整備、世界的水準に向けた重点的支援の強化などである。大学院生への施策に関しては、博士課程学生に対する支援強化及び若手研究者の活躍促進を目的とした経済支援（入学金や授業料免除の対象拡大、給付型奨学金の創設、TA・RAの充実など）の抜本的拡充を行い、学生全員が安心して学べる環境を整備するとしている。また、キャリアパス多様化のために産業界の研究職や知的財産管理等の研究支援に携わる専門職等での活躍の促進、若手研究者のための新たな研究資金制度の創設や任期付きではないポストの大幅増などに言及している。基本的には、2011年の中教審答申を踏まえた内容である。

しかし、2013年度予算案での動きは鈍く、上記の施策に関する予算は十分に確保されていない。税制措置としては、教育費贈与1500万円まで非課税とする法改正を予定しているが、これは単なる富裕層減税との指摘もあり、単純な評価は出来ない¹⁷。主要な議論の舞台は国家戦略会議から経済財政諮問会議・産業競争力会議へと移っており、総合科学技術会議の改革案として科学技術関連予算を一元的に管理する案が出されている¹⁸。また教育再生実行会議も1月から動き出しており、いわゆる「六・三・三・四制」見直し論はここで議論されることが予想される。

第3項 国際人権規約の留保撤回と学費・奨学金問題への注目の高まり

2012年9月11日、日本政府は国際人権規約A規約第13条2項(b),(c)の留保撤回を国連事務総長に

¹⁶ 自由民主党「J-ファイル 2012 自民党総合政策集」33頁 (<http://www.jimin.jp/policy/pamphlet/>、2013年2月26日閲覧)

¹⁷ 「祖父母から教育資金提供 高額贈与で相続税を節税」(『中日新聞』2013年1月31日付)

¹⁸ 「科技会議の権限強化 科技相、予算配分などで改革案」(『日本経済新聞』2013年2月19日付)

通告した。規約の採択は 1966 年、76 年に発行、79 年に日本はこれを批准したが、一部の条項について留保を行っており、近年留保しているのは 151 の批准国の中で日本とマダガスカルだけという恥ずべき状況であった。これに対し全院協をはじめとした多くの教育関係団体が粘り強く運動を行い、2009 年の政権交代時には当時の鳩山首相が留保撤回について言及した。この時の民主党の公約は、高校授業料無償化、奨学金制度の拡充、子ども手当導入など教育や子育ての経済的負担の軽減を目指すものであった。10 年の参議院選挙では、ほとんど全ての政党が給付制奨学金の創設を含む奨学金制度の改革を公約とするようになった。留保撤回は、こうした運動と世論の長年にわたる働きかけが背景にある。それは学費無償化への政治的展望を開いただけでなく、厳しい政治情勢でも粘り強い運動で社会を変えてゆくことが出来るという歴史的展望を開いたものである。

さらに最近では、大学院生や学生の実態に基づいた学費や奨学金、高学歴ワーキングプアなどの問題に社会的注目が集まっている。マスメディアでは、NHK、フジテレビ、『読売新聞』、『中日新聞』、『東京新聞』、『河北新報』などがこの問題について報道を行った¹⁹。9 月に「愛知県学費と奨学金を考える会」が発足し²⁰、全院協の省庁・議員要請にも参加している。2 月 1 日には日本弁護士連合会が中心となって全国一斉奨学金問題ホットラインが行われ、453 件の相談が寄せられた。さらに法律家を中心として「奨学金問題対策全国会議（仮称）」が 3 月にも発足する予定である²¹。

こうした新たな情勢を踏まえた全院協運動の展開が求められている。これを考える上で、教育や大学についての基本的な認識が問われるはずである。まず、国際人権規約 A 規約は教育権について以下のよう

この規約の締約国は、教育についてのすべての者の権利を認める。締約国は、教育が人格の完成及び人格の尊厳についての意識の十分な発達を指向し並びに人権及び基本的自由の尊重を強化すべきことに同意する。更に、締約国は、教育が、すべての者に対し、自由な社会に効果的に参加すること、諸国民の間及び人種的、種族的又は宗教的集団の間の理解、寛容及び友好を促進すること並びに平和の維持のための国際連合の活動を助長することを可能にすべきことに同意する。（第 13 条 1 項）

そして、大学とは人類の作り上げた高度な知の体系である科学・学問を通して教育を行ない、かつ科学・学問の探求を行なう教育と研究の場である。そのためには何者にも従属しない学問の自由が必要である。日本国憲法の定める教育権（第 26 条）、学問の自由（第 23 条）はこうした原理に基づく。高等教育の漸進的無償化を定めた規約第 13 条 2 項(c)が留保撤回された今、適当な奨学金制度と教育職員の物質的条件の整備を謳った同(e)、そして前掲の 1 項を含めた、規約第 13 条全体の達成が求められている。具体的には、教育予算の増額、大学・大学院の授業料無償化、学校納付金の軽減、給付制奨学金の導入といった総合的計画を政府が具体化するよう求めてゆく必要がある。

政府や経済界の主張する高等教育政策は、国家戦略や経済界の利益に教育を直結させる傾向が見られ

¹⁹ 全院協が関わったものは第 2 章第 4 節「広報」を参照。それ以外の主な報道として、社説「奨学金制度拡充 政策の優先順位を上げよ」（『河北新報』2012 年 8 月 13 日付）、「奨学金を考える（上・下）」（『中日新聞』10 月 24・25 日付）、「給付型」奨学金の創設を要望へ」（NHK ニュース、2013 年 1 月 10 日放送）、シリーズ「ワカモノタチ」（『読売新聞』1 月 3～11 日付）、「高学歴プア 東大院卒就職率 56%、京大院卒はゴミ収集バイト」（『SAPIO』2 月号）、「奨学金の悩み」無料電話相談」（NHK ニュース、2 月 1 日放送）、フジテレビ「奨学金に苦しむ若者たち…返済総額 1000 万円も」（Mr.サンデー、2 月 24 日放送）など。

²⁰ 「奨学金 学生自ら考える」（『中日新聞』2013 年 1 月 30 日付）

²¹ 「奨学金の返済困難者を支援 「全国会議」設立へ」（『中日新聞』2013 年 1 月 24 日）

る。2005 年の中教審答申は大学の社会的役割を教育や研究の他に、「(国際協力・公開講座・産学官連携などの) より直接的な貢献」と述べた²²。しかし、この答申で強調された「大学の自主性」は果たして貫かれているのだろうか。ユネスコ「高等教育の教育職員の地位に関する勧告」(第 29 回総会採択、1997 年)は、大学自治は「学問の自由が機関という形態をとったもの」と定義する²³。その意味で、大学の自治の危機は学問の自由の危機である。教育とは何か、学問とは何かという問いに立ち続けることが、大学院生の思いや願いの実現にとって何より重要である。

第 2 節 学費・経済支援

(日本学生支援機構「学生生活調査」より作成)

第 1 項 大学院生の学費・生活費負担の実態

大学院の初年度納付金は、現在、国立 81.8 万円(法科大学院 108.6 万円)²⁴、公立平均 90.2 万円²⁵、私立は修士平均 105.1 万円、博士平均 88.3 万円、専門職大学院平均 142.9 万円²⁶となっている。文科省による 2010 年度の学習費支出総額の平均値²⁷などから試算すれば、仮に幼稚園から大学院博士課程まで全て公立で学んだケースでも、その支出総額は 1000 万円を超え、高校以後私立であった場合には 1500 万円を超えるのが実態である。このような異常な日本の高学費政策は、個人の能力というよりも、高額な授業料が負担できるかどうかによって、高等教育を受け、大学院へ進学できるか否かが決定されるという事態を生み出し、教育の機会均等という理念の空洞化をもたらしてきた。

高学費政策の下での大学院生の生活費負担の実態について検討してみたい。日本学生支援機構の「学生生活調査」によれば大学院生の経済実態は 2000 年頃から悪化の一途を示している。2010 年の生活費は修士 173.2 万円、博士 211.2 万円(年間)となっており、修士では 2000 年以降一貫して減少を続けている。生活費に占める授業料の割合を見ると、国立修士 30.3%、国立博士 21.7%、私立修士 41.9%、私立博士 26.2%となっており、大学院生の家計を圧迫するものとなっている。さらに、収入総額は修士・博士いずれも 2002 年以降減少傾向にある(修士:211.3→196.6 万円、博士:277.7→268.2 万円)。学生生活費に対する家庭からの給付額の割合は修士・博士いずれも 02 年以降減少しており(修士 60.2→53.8%、博

表 家庭の年間収入別大学院生数の割合 (単位%)

| 区分 | 家庭の年間収入 | 2002 | 2004 | 2006 | 2008 | 2010 |
|----|------------|------|------|------|------|------|
| 修士 | 200 万円未満 | 3.7 | 5.2 | 5.0 | 4.0 | 5.6 |
| | 200~300 万円 | 3.4 | 4.4 | 4.4 | 4.2 | 5.2 |
| | 300~400 万円 | 5.7 | 6.4 | 6.2 | 7.0 | 6.6 |
| | 計 | 12.8 | 16.0 | 15.6 | 15.2 | 17.4 |
| 博士 | 200 万円未満 | 5.6 | 9.3 | 9.9 | 8.3 | 10.3 |
| | 200~300 万円 | 7.8 | 7.8 | 9.3 | 10.9 | 13.0 |
| | 300~400 万円 | 7.8 | 7.4 | 7.3 | 8.3 | 7.8 |
| | 計 | 21.2 | 24.5 | 26.5 | 27.5 | 31.1 |

²² 中央教育審議会「我が国の高等教育の将来像(答申)」(2005 年 1 月)

²³ 東京高等教育研究所・日本科学者会議編『大学改革論の国際的展開(ユネスコ高等教育韓国宣言集)』(青木書店、2002 年)

²⁴ 「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」(平成 16 年 3 月 31 日文部科学省令第 16 号) 第 2 条に定める授業料標準額および入学科標準額の合計。

²⁵ 文部科学省「平成 23 年度学生納付金調査結果」(2012 年)における大学院昼間部の他地域からの入学者の平均額。

²⁶ 文部科学省「私立大学等の平成 23 年度入学者に係る学生納付金等調査結果」(2012 年)

²⁷ 文部科学省「平成 22 年度子どもの学習費調査結果」(2012 年 2 月)等を参照して試算。

士 25.0→17.9%)、実額で修士では 16.6 万円、博士では 16.1 万円減少している。減少額を埋めるように増えているのは奨学金とアルバイトによる収入額であり、2010 年の学生生活費に対する奨学金の割合は修士 31.9%、博士 46.9%、同じくアルバイトの占める割合は修士 15.4%、博士 31.7%に上っている。家庭の年間収入が 400 万円未満の大学院生の割合も増加傾向にあり、2010 年においては修士 17.4%、博士では 31.1%にも上っている。

こうした大学院生の経済実態の悪化は、「高学歴ワーキングプア」問題などの労働実態の悪化とともに、長引く不況の影響を受けていることは明らかである。政府統計によると、低所得者層の平均収入が減少し家計の実質的な赤字状態が深刻化しており、2012 年の非正規雇用者数は 35.2%と過去最高、青年(15～34 歳)で 32.5%、青年の完全失業者数は 111 万人となっている²⁸。これに対し、政府白書は若者の労働条件や失業状況の悪さ、就学・就職への支援強化の必要性などを指摘している²⁹。

大学院生の貧困化は、研究生生活の劣化をもたらす要因ともなっている。全院協の「アンケート調査」では、収入不足が研究に影響を与えていると回答した大学院生は全体の約 6 割に上っており、具体的な影響としては「研究の資料・書籍を購入できない」(76.2%)、「調査にいけない」(42.3%)、「学会・研究会にいけない」(35.8%)という回答が多い。また、授業料を「親・親戚などが支払っている」者は全体の 57.9%を占めているが、「自らの所得・奨学金・貯蓄から支払っている」者も 39.2%存在する。学年が上がるにつれて、自らの所得・奨学金・預貯金から授業料を支払う者が増加していく傾向にあることも明らかになっており、家庭に経済援助を頼ることの出来ない大学院生や、奨学金支給の打ち切られる OD にとって、現在の授業料負担はあまりにも重い。

高学費の結果、大学院生の約 6 割がアルバイトに従事しており、9 割以上が生活費・学費・研究費を賄うことを目的とし、「将来のため」は約 1 割に過ぎない。4 人に 1 人はアルバイトで支障をきたしていると回答している。学費を捻出するために隔年で休学を組み込んでアルバイトに従事している者や、非常勤講師とアルバイトによってなんとか生計を立てて研究生生活を継続している者の存在は今日珍しくない。研究・生活上の懸念(不安)を抱く者は 91.8%に達し、その理由の上位は「生活費・研究費の工面」(50.7%)、「授業料の工面」(32.4%)、「奨学金の返済」(25.0%)となっている。1 月 31 日付の『中日新聞』・『東京新聞』は、「経済苦 忍ぶ大学院生 国の支援策これから」という報道を行った。この他、研究にかかる自己負担は人文科学系・社会科学系で特に重いといった問題もある。経済問題を理由とする退学者や進学を諦めた者が相次いでいることは、多くの大学院生が身をもって知っている。それらは経済的格差による教育上の差別を意味するばかりでなく、学術研究の質の劣化、優秀な大学院生の流出を招くものであり、学問の継承と発展を妨げるものである。

第 2 項 学費・経済支援をめぐる高等教育政策の動向

このような大学院生の実態と経済支援について、国や産業界はどのように捉えているのだろうか。中教審答申、第 4 期科学技術基本計画からその構想を読み取ってみよう。2011 年 1 月に示された中教審答申は、「優れた大学院生に対する修学上の支援については、日本学術振興会の特別研究員事業等を引き続き推進するとともに、競争的な経費を活用した TA・RA 等の給付型の支援の充実、授業料減免の

²⁸ 総務省「家計調査報告(家計収支編) 平成 24 年平均速報結果」(2013 年 2 月)、「労働力調査詳細集計 平成 24 年平均速報結果」(同)

²⁹ 文部科学省『平成 23 年度版 文部科学白書』(2012 年 7 月)、内閣府『平成 24 年版 子どもと若者白書』(2012 年 6 月)、厚生労働省『平成 24 年度版 労働経済白書』(2012 年 8 月)

拡大、日本学生支援機構における奨学金の業績優秀者免除制度の拡大等が必要である」と言及している³⁰。また、同計画は、「国は、優秀な学生が安心して大学院を目指すことができるよう、フェロシップ、TA・RA など給付型の経済支援の充実を図る。これらの取組によって『博士課程（後期）在籍者の 2 割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す。』という第 3 期基本計画における目標の早期達成に努める」とともに、「授業料の負担軽減、奨学金の貸与など家計に応じた負担軽減策を講じるとともに、民間からの寄付金等を活用した大学の自助努力を奨励する」と明記している³¹。

こうした財政支援は、大学院生の経済問題を解決するために有効な面も持っているが、最大の問題点は、旧帝大や大規模私立大学など、国家と経済界の要請に応えうる選抜された大学院と一部の大学院生に対象が限定されており、大学間格差の固定・拡大を招くものでしかないという点である。言及されている TA・RA についても、現在の規模では院生の経済的支援としては極めて不十分である。全院協の「アンケート調査」からは、TA・RA の従事者はそれぞれ 35%と 15%程度でその数は限られており、低収入・長時間労働の実態が明らかとなっている。中には TA・RA で忙しくて自身の研究が出来ない者もいる。

こうした中、2012 年 9 月 11 日に国際人権規約 A 規約の第 13 条 2 項(c)が留保撤回されたことは大きな意味を持つ。この条項は、「高等教育は、全ての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、全ての者に対して均等に機会が与えられるものとする」と定めており、学費を段階的に無償化していく第一歩として、われわれ大学院生にとっても歓迎されるものである。

しかし、政府の 2013 年度予算案では、奨学金の予算枠拡大など多少の評価が出来る点はあるものの、国立大学法人運営費交付金の削減、2014 年度以降に高校授業料無償化を廃止するための調査費 1000 万円の計上など、全体としては「無償教育の漸進的な導入」へ向けた動きに反するものであった。予算関連法案の内、教育費贈与 1500 万円まで非課税とする措置が行われようとしているが、多額のお金を一括で贈与できる富裕層は僅かであり、大学院生への経済支援上の効果は薄いと考えられる。むしろ、この制度では教育費を金融業に巻き込むことが企図されており、銀行・保険・信販会社などが教育費ローン事業を拡大していることと併せて考えたい³²。加えて、2012 年 6 月の民主党・自由民主党・公明党のいわゆる三党合意によって進められた、消費税の増税や社会保障の削減などの諸政策や、安倍政権の物価上昇目標 2%の動きは、大学院生の研究と生活を大いに脅かす恐れをはらんでいる。これまでも物価の値上がり理由として学費が上昇してきたが、かかる事態には断固反対であり、教育費を政府や経済界の食べ物にすることは絶対に許されない。

第 3 項 無償教育に向けた今後の展望

国際人権規約 A 規約第 13 条 2 項(c)の留保撤回は、教育の無償化に向けた新たな展望を与えている。しかし、新たに誕生した安倍自民党政権は、2014 年度以降に高校授業料無償化を廃止して所得制限導入のための調査を始めようとしている。そもそも、高校無償化はどのような意味を持っているのか。2010 年に民主党により高校授業料無償化法が可決された際の参議院の調査報告は、①当初から高校の無償化が理念的に目指されていたこと ②現代的意義として授業料の滞納や退学への対策 ③高所得者世帯と

³⁰ 中央教育審議会「グローバル化社会の大学院教育（答申）」10 ページ。そもそも、TA・RA はある種の労働であるのに、これを「競争的な経費」による「給付型の支援」とすることは重大な矛盾である。

³¹ 「第 4 期科学技術基本計画」33-34 ページ

³² 「信販会社の学費ローン好調 大学と連携、手続き簡単に」（『朝日新聞』2013 年 1 月 14 日付）

の関係および就学前教育対策（民主党は幼児教育の就園奨励費補助金について、低所得者を増やし高所得者を減らした）との兼ね合い——を論点として示している。加えて、教育の利益が社会的・個人的にも直接的・間接的にも多岐にわたることを確認し、無償化の意義と目標をより明確にすべきであると指摘する³³。①については、授業料の無償化は評価できるが、学校教育費の中の授業料の割合は公立 32.7%、私立 40.7%に過ぎず³⁴、真の無償化へは未だ道半ばである。②については、経済的理由による中退者数の減少や私立高校の学費滞納率の低下といった具体的効果が上がっており³⁵、大学・大学院ではこれ以上の効果が期待できる。③については、各種の社会保障や震災復興でも明らかのように、所得制限は制度から漏れる人を生んでしまう（例えば、見かけの所得が多い自営業者や、教育費負担が高い多子家庭・僻地など）。以上の点で、学費無償化は現代日本社会において大きな政策的効果を持つものであると訴えたい。

この間、学費無償化を求める広範な人々の運動によって、東京大学をはじめとして授業料免除制度が全国各地に広がってきた。2010 年から同志社大学で博士後期課程が事実上無償化されるなど、博士課程の授業料の実質無償化を進める独自の動きもある。こうした個々の大学で行われている優れた努力が全ての大学で実施されるように働きかけを強める必要がある。国際人権規約の留保撤回は、「規定にいう「特に、無償教育の漸進的な導入により」に拘束される」ものであり³⁶、政府はこれに向けた具体的な道筋を示すべきである。

さらに当面する問題として、例え物価が上昇しても国立大の授業料標準額を値上げしないことや、公立・私立大が学費値上げを行わないよう指導することを文部科学省に約束させてゆく必要がある。いわゆる税と社会保障の一体改革が研究・生活に悪影響を与えないように、研究や生活の必需品への負担軽減、若者向け社会保障の充実なども今後の課題であろう。また、東日本大震災の直接・間接の被害はなお続いており、継続的な経済支援を求めることも重要である。

第3節 就職問題

「高学歴ワーキングプア」という言葉に集約されるような、大学院生の就職難、若手研究者の低賃金で不安定な就業状態が社会問題として認知されて久しい。全院協は 2008 年度から省庁・議員要請において就職問題を位置づけその解決を訴えてきた。2012 年度省庁・議員要請においても「就職状況の改善」を要請項目に挙げ、正規雇用の若手教員の増員および、多様な進路を選ぶ大学院生の立場に立った就職支援を求めてきた。ここでは、はじめに就職問題をめぐる大学院生の状況を 2012 年度「アンケート調査」結果から概観し、「産学協働人財育成円卓会議」が 2012 年 5 月に提出した「アクション・プラン—日本復興のために」を通じて、文科省と経済界の就職問題に対する認識と人材育成の方向性に関する分析と批判をおこなう。その上で、来年度に向けて、継続的な検討を要する事項および今後の課題を提示する。

³³ 有薮裕章「「高校無償化」の意義—公立高校授業料不徴収及び高等学校等就学支援金支給法案—」（参議院調査室『立法と調査』302号、2010年3月）

³⁴ 文部科学省「平成20年度子どもの学習費調査報告」（2010年1月）

³⁵ 文部科学省「平成23年度 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（2012年9月）、全国私立学校教職員組合連合「2012年9月末の私立中高生の学費滞納と経済的理由による中退調査のまとめ」（2012年11月）

³⁶ 外務省「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）第13条2(b)及び(c)の規定に係る留保の撤回（国連への通告）について」（2012年9月）

第1項 就職不安に対する大学院生の切実な声——全院協『2012年度 大学院生の経済実態に関するアンケート調査報告書』より

2012年度の「アンケート調査」から浮かび上がってきたのは、大学院生の多くが「将来の就職状況」に大きな不安を抱いている現状であった。「研究・生活上の不安は何か」という質問に対して、「将来の就職状況」と回答した大学院生は全体の約6割に達した。また、博士課程へ進学する上での懸念材料として進学希望者の約7割が就職状況を挙げていることから、大学院生の進路選択において、就職状況が大きな位置を占めていることが分かる。また、「アンケート調査」の自由記述には、「もっと常勤の教員を増やしてもらいたい。院生の就職状況は見通しが暗いし、学生に対する指導も質が落ちているように思える」「運営費交付金や私学助成が減らされるなかで、若手のポストはどんどん縮小されている…高等教育機関でも不安定雇用が当たり前になりつつある現状はおかしい」という、先が見えない不安のなかで研究生活を進めている院生たちの切実な声が寄せられている。また、大学院において就職支援が十分におこなわれているか、という質問に対してM2やOMの院生、博士課程の院生の約3割から4割の院生が「行われていない」と回答していることから、就職問題の改善こそが大学院生の切実な訴えであることが分かるであろう。

第2項 文科省の就職問題認識の問題点

「大学院の排出する高度人材の養成と活躍の好循環を生んでいく施策」を進めるため、2011年7月に文部科学省および経済産業省の共同提案により立ち上げられた産学協働人財育成円卓会議は、2012年5月7日に「アクション・プラン—日本復興のために」（以下、AP）を議案として提出し、産学協働による人材育成を進める方向性を打ち出した。ここでは、グローバル化する社会構造と激化する国際競争を生き残る「フロントランナー」を排出するための人材育成・活用に向けた産学協働の方向性、今後企業・大学が進めていくべきとされる「7つのアクション」が示されている。

〈グローバル人材〉

- アクション1：世界を舞台に活躍できるグローバル人材の育成のための教育を充実・強化します
- アクション2：日本の若者が積極的に海外留学・海外経験ができる環境づくりに取り組みます
- アクション3：世界中の優秀な若者が、日本で学び、働きたいと思う環境づくりに取り組みます
- アクション4：グローバル化に対応した大学の教育環境整備に取り組みます

〈イノベーション人材〉

- アクション5：社会に新たな価値や成長モデルを創造するイノベーション人材の育成・活用を充実・強化します
- アクション6：共同研究・協働作業を通じた人材の育成を行うとともに、人材の流動化を促進します

〈グローバル人材・イノベーション人材共通〉

- アクション7：我が国の明日を担う若者への奨学金等経済的支援の充実に取り組みます³⁷

³⁷ 産学協働人財育成円卓会議「アクション・プラン—日本復興・復活のために—」（2012年5月7日）5-6

そのなかで、「特にイノベーション創出の担い手」とされる博士号取得者（表記上では「博士人材」）の育成・活用モデルとしての「イノベーション人材」の記述（p.2）にスポットを当ててみると、「①社会の諸課題をいち早く探知し、解決のために自然・人文・社会科学の垣根を越えて知を構造化・結合させる思考や手法を身につけた人材②技術革新、新規事業の創造、組織や社会の変革を実現できる人材」という二つの「ロールモデル」が記されている。また、大学改革の観点からは、学生、院生をスムーズに社会に接続させるため、大学における企業人材の活用等を通じた大学と企業とのあいだでの双方向的なコミットメントを構築することが方向性として打ち出されている³⁸。

このような内容をもつAPから、①大学院生の研究専門性に対する軽視の問題、②大学における企業人材の活用で問われる、学問研究の場としての大学の問題について少し論じておきたい。

①については、APでは「自然・人文科学・社会科学」における領域横断的な知をその人材育成の論点におくが、領域横断的な知を前提にする以前に、各領域の専門性についての検討が欠けている。特に「産業界の求める人材」との関係においてのみ人材育成が論じられており、教育を受ける権利といった当事者の観点が欠如している部分は注意しなければならない。

また、②については、大学における企業人材の活用という方策において、大学という場の性格が問題となることはいうまでもない。本来、企業のなかでのOJTによって為されてきた企業人材育成システムが大学のなかに整備されていく過程のなかで、学問研究の場としての大学が、企業接続を主たる目的とする場へと変貌していくことに対していかに自律性を担保していくことができるか。このことが課題となるといえよう。

これらの点に関して全院協は2011年度文科省要請において、博士人材と産業界の連結において特に人文科学系の博士たちが見落とされていることを強く主張したところであるが、産学協働人材育成円卓会議および文科省においてこのことを踏まえた「ロールモデル」を打ち出すに至っていないというのが現状であろう。

第3項 今後の課題

以上見てきたように、大学院生の就職をめぐる問題については、大学院生の実態と政府の認識が大きく隔たっており、アンケートによる実態認識と政府答申その他に対する批判は最重要であると言ってよいだろう。今後の課題としては、以下の点が挙げられる。

まず、1点目としては、「アンケート調査」から導かれた当事者の実態を前提に就職問題を考えることであろう。「アンケート調査」の結果から、就職状況の悪化によって大学院生が将来の見通しの持てないことは紛れも無い事実である。それを前提にしながら、①政府や経済界が大学院生に求める人間像（「グローバル人材」「イノベーション人材」）の範疇を見定めること、②それに基づく人材育成の方向性から顕在化していくことが想定される、企業からの資金確保が可能である研究領域とそうでない研究領域による環境の格差などの問題について認識すること、③問題に対して、私たち大学院生自

ページ

³⁸ このように見てみると、APは「知識基盤社会が進展する中、専門分化した膨大な知識の全体を俯瞰しながらイノベーションにより社会に新たな価値を創造し、人類社会が直面する課題を解決に導くために、国際社会でリーダーシップを発揮する高度な人材が不可欠」と論じた文科省の諮問機関、中教審「グローバル社会の大学院教育」との連続性が浮きあがる。この間の文科省の人材育成の方向性とみていい。

身が有する学ぶ自由、研究の自由という観点から対峙していくことが求められるだろう。

2点目として、大学院生の多くが志望している大学教員や研究職が抱える問題である。特に労働契約法に関しては注視する必要がある。労働契約法が2012年8月に改正・公布され、2013年4月から施行される。これは、労働期間が契約で決まっている労働者が5年を超えて働いた場合、本人の希望があれば無期雇用にする義務を企業に課すものである。本来は、有期雇用の労働者と無期雇用の労働者とのあいだの待遇格差を防ぐねらいから改正されたものだった。しかしながらこの改正に際して、大学職員の雇用体系を変更する大学が出てきている。例として、2012年11月27日大阪大学は非常勤講師の契約更新を五年で打ち切ることを通知した。このような措置をはじめとして、大学院生の「出口」の一つとしての大学教員の職が、どのような雇用状況に置かれているのかを調査していく必要がある。

最後に3点目として、専門職大学院の就職問題についてコミットしていく必要を提起しておきたい。卒業後の就職困難な状況は、専門職大学院とりわけ特に法科大学院は政策の不備とともに深刻化している³⁹。専門職大学院の院生の実態について全院協では十分に把握できているとはいえ、今後専門職大学院の院生との取組みを広げる必要がある。その際、専門職大学院を含め日本の高等教育システムが国際的に見てどのような問題を抱えているのか検討していくことが出来れば、より深い現状認識が可能になるだろう。

第4節 奨学金問題

第1項 奨学金利用の現状

現状では大学院奨学生の多くが日本学生支援機構（以下、機構）の奨学生となっている。機構の調査によれば、2010年度時点で全大学院奨学生110,263人のうち機構奨学生は88,961人で、8割以上を占めている⁴⁰。機構奨学生は2012年度では第一種奨学金が64,539人（修士課程53,308人、博士課程11,231人）、第二種奨学金が22,695人（同21,744人、951人）である。2011年度で第一種63,849（同52,893人、10,956人）、第二種21,105（同20,190人、915人）である⁴¹。奨学金利用者全体では第一種、第二種ともに増加傾向にあるが、大学院生の利用者は昨年度よりも減っている。文科省の「学校基本調査」によれば、博士課程在籍者は2000年度の62,481人から2010年度には74,432人に増えているため、学生数の減少ではなく、オーバードクターの増加が見て取れる。ただし、この間の制度改正から返還に不安を感じ、奨学金の利用を避ける者が増えている可能性もある。実際、全院協アンケートにおいても、奨学金を利用しない理由として「返済に不安があるため」と16%の回答者が答えている。

奨学生が増加する一方で、延滞者は深刻な状況に陥っている。機構の2010年度「奨学金の延滞者に関する実態調査」によれば、奨学金の延滞が6ヶ月以上続いている大学院生出身者の68.2%が年収300万円未満という低所得であり、多くの場合は奨学金の返還に本人が責任を負っているものの、延滞者の多くが低所得のために奨学金を返したくても返せない苦しい状況にある。全院協のアンケート報告書からは、奨学金利用者の平均貸与額が300万円を超えており、1000万円を超える人も2.9%いた。こうし

³⁹ 法曹人口の増加を目的に設置された法科大学院を出ても司法試験の合格者が顕著に増加しているわけではない。このような状況で、司法修習生への給付制奨学金は貸与制へと改悪され、貧困ビジネスが介入していくことが現実化している（詳しくは奨学金の節を参照のこと）。

⁴⁰ 日本学生支援機構「平成22年度奨学金事業に関する実態調査報告」（2011年）

⁴¹ 日本学生支援機構『JASSO年報 平成22年度』（2011年11月）77ページ、『同 平成23年度』（2012年11月）79ページの年度末現在数による。

た経済的不安から、2月に行われた日弁連による奨学金ホットラインでは、全国で450件を超える深刻な相談が寄せられたという⁴²。

低所得の背景には就職難や不安定雇用の増加があると考えられる⁴³が、経済環境の変化によって機構の貸与制奨学金は利用者に大きなリスクを背負わせる制度になってしまっている。第2項では機構の奨学金制度の変化について述べる。

第2項 制度の現状

2004年度に教職・研究職への就職を条件とする返還免除制度が廃止され、代わりに「優れた業績に対する返還免除制度」がつくられた⁴⁴。第一種に採用された者が在学中に優秀な業績をあげた場合、奨学金の全額または半額を免除する制度である。採用基準が不明確であること、第二種は対象外であること、利用する際に自分が免除されるかどうかかわからないことといった問題がある。経済基準ではなく成績基準によって採用が決定されることも問題であり、教育の機会均等、大学院での研究生生活の平等な保障という奨学金の理念や、延滞者の多くが低所得者である現状をもって批判する必要がある。

2004年度には機関保証制度も導入された。一定の保証料を保証機関である公益財団法人日本国際教育支援協会に支払えば保証人をたてられない者でも奨学金を利用できるという制度である。この制度によって多くの者に奨学金の利用可能性が生まれたことは評価できる。しかし、保証料が高く、制度を使わない者との間に奨学金利用に大きな差があるのは問題である。博士課程で第一種を月122,000円利用した場合は6,623円、第二種を月130,000円利用した場合は7,684円の保証料を毎月支払わなくてはならない。しかも、第二種の保証料は年々上昇している。個人保証は本人が返せない場合のリスクヘッジであるのに対して、機関保証は返せない人を他の返還者によって埋め合わせするというリスクヘッジであり、そもそも保証の意味付けが異なる点に注意が必要である。

2007年度からは第二種の利率算定方法が選択できるようになった。利率固定方式の場合、市場金利が上昇しても変動しないかわりに下落しても変わらない。一方、利率見直し方式は、市場金利の変動に比例して利率が変わるというもので、金利変動のリスクを利用者に負担させる仕組みになっている。

2009年度には機構が個人信用情報機関（個信）の利用を開始した。これにより返還開始から6ヶ月が経過して3ヶ月以上の延滞が続いている場合、個信に個人情報登録され、一般金融機関からの借入れが困難となった（いわゆる「ブラックリスト化」問題）。奨学金を利用する際にこの個信に登録される可能性があることに了承しないと奨学金が利用できないという入口の問題もある。利用する前も登録された後も、全く利用者にとってメリットはなく、目的に対する手段としては誤りであること——上記に見たように、奨学金を「返していない」人は、所得を理由に「返せていない」人がほとんどである——でもって批判を行う。2012年5月の時点では、総数で12,281人がブラックリスト化されており、早急な対策が求められる。

2011年度からは減額返還制度が新設された。月々の返還額を半分にする制度で、最大10年間利用で

⁴² 「奨学金が返せない 日弁連の電話相談に深刻な訴え」（『朝日新聞』2013年2月22日付）

⁴³ 日本学生支援機構「平成23年度奨学金の延滞者に関する属性調査結果」によれば、延滞が継続している理由は、上位3つが本人の低所得49.3%、親の経済的困難35.5%、奨学金の延滞金額の増加28.6%である。

⁴⁴ 大学院生に対しては代替措置が行われたが、学部生に対しては代替措置が取られていない。既に2003年度の時点で、その時点での学部生の(小中高)教員に対する返還免除制度は廃止されている。この小中高教員と大学教職員に対する差別的な措置のために、所得連動型無利子奨学金には大学院生が適用されないという状況が生じている。

きる。最大5年間の猶予を認める返還猶予制度にも同じことがいえるが、返還額が減ることはないので返還への不安は残り続けること、利用者の経済状況にかかわらず利用可能な期限が定められていることが問題である。

2013年3月には、マイナンバー法案が閣議決定された。所得を個人単位で捕捉することによって返還を柔軟に行うという名目で推進されているが、実質は回収強化の一環である。というのは、2015年度からは、マイナンバー制度を前提にした収入と連動させたフレキシブルな返済を行う制度改訂が予定されており、税と社会保障の一体改革の議論において低所得者対策が廃止されたこととあわせると、奨学金の回収を少しでも行おうという意思が見られるからである。これに対して、第一に共通番号大綱において政府自身が「正確な所得把握は困難である」としている点、第二にマイナンバー制度を採用した諸外国では個人情報の観点から問題視されている点から、マイナンバー制度を批判できよう。

第3項 政治情勢

①2013年度の概算要求について

まず、2013年度予算から、奨学金をめぐる政府の認識を確認したい⁴⁵。

○奨学金関連

- ・大学等奨学金事業の充実1,069億円(△160億円減)
 - *財政融資資金8,605億円(222億円増)と併せて、事業費1兆1,982億円(719億円増)
- ・貸与人員135万5千人→144万3千人(8万8千人増)
 - 一種:39万9千人→42万6千人(2万7千人増、うち新規約1万3千人増※被災学生等分含む)
 - 二種:95万6千人→101万7千人(6万1千人増)

○学費関連

- ・国立大学・私立大学の授業料減免等の充実351億円(39億円増)
- ・国立大学5.0万人→5.4万人(0.4万人増)
 - *学部・修士の授業料減免率を8.3%から9.3%へ引き上げ(博士は昨年度同様の12.5%)
- ・私立大学5.4万人→5.9万人(0.5万人増)

上記から分かることは、2012年度の概算要求において計上されていた給付制奨学金が削除されたこと、公的資金が減少する一方で財政投融资は増大しているために財源構成の面からも奨学金を学生ローン化せざるをえないこと、奨学金の利用者全体としては増加傾向にあり有利子の割合も高まっていることなどである。

さて本稿は奨学金についての項であるが、学費の減免を併記したのは、政府がある態度を示しているからである。すなわち、全院協による文科省要請の際にも明らかになったように、文科省としては、2012年に留保を撤回した国際人権規約13条2項(c)高等教育の漸進的無償化を、学費を下げるのではなくて、減免枠を拡大することによって誠実に履行していると認識しているということである。

ただこうした認識は、不十分といわざるを得ない。第一に、アンケート報告書からは高学費と貸与型奨学金に苦しむ院生の姿が明らかになっており、学費を下げないという方針が院生の実態と逆行してい

⁴⁵ 文部科学省「平成25年度文部科学関係予算(案)のポイント」

る。第二に、減免自体は評価に値するにしても、現在の大学生は 250 万人を超えており、その全体数に比して、12 万人という枠はあまりに限定的である。第三に、文科省の言う「給付的効果」という授業料減免の位置づけである。学費を当初予定されていた分よりも払わなくて済むから給付である、という論理は、基本的に研究費が与えられている訳ではない院生にとって、支出を減らすことにはなっても、収入を増やすことにはならない。後述するように、問題は高学費(≒高支出)・無収入・就職難なのだから、高学費を部分的に免除したからといって問題の解決にはならない。

②学生ローン化の進行

今年度は概算要求の時点で給付制奨学金が提出されることはなかった。昨年度概算要求に掲げられた給付制奨学金要求は史上初めてのことであったが、財務省が抵抗を示したために実現せず、代わりに所得連動返済型奨学金が新設されることになった。世帯年収 300 万円以下の学生を対象に、卒業後の年収が 300 万円以上になるまで返還を猶予する制度で、低所得者の返還不安解消のために返還猶予期限を撤廃した点は評価できる。

しかし、既存の現行返還猶予制度の上限は 5 年のままであり、利用者の平等のためにはこの上限を撤廃すべきであろう。新制度は、同じように低所得で返還困難な状況にあるにもかかわらず、利用した制度によって負担が異なるという問題を生む。また重大な問題として、奨学金の業績免除制度を理由に大学院生は対象外となっていることがある。日本学生支援機構によれば、大学院生には上記に述べた「優れた業績制度」が代替措置となっているという回答であるが、その問題点は既に言及したとおりである。

給付制奨学金をめぐる政治次元での動きはこの 1 年で停滞したが、他方で奨学金の金融事業化は進行している。来年度の政府予算案では奨学金事業予算の約 75%が第二種にあてられることになった。もともと無利子の第一種を補完するものとして導入された第二種だが、1999 年に提起された社会経済生産性本部の掛け声の下、拡大が続いている。すなわち、毎年 300 万円を 300 万人に貸し出すことで 9 兆円のローン市場⁴⁶を形成するというのがその議論であり、民主党政権下での藤村修官房長官の HP においてもほぼその引写しが掲げられていたことから、継続的な 이슈とされていることが理解できよう。これら問題は、第 2 項で触れたように教育費の金融事業化と併せて理解したい。

第一種は税金からの借入と奨学金の返済金からなっているが、それに対して第二種は税金と返還金に加えて、ほぼその財源の大半が民間金融機関の融資によって成立している。言い換えれば、利用者が負担する利子はそれら機関への利子補填のためになされており、率直に言って大企業の利益のために学生から所得を移転させているという極めて問題のある仕組みである。このことを考慮すれば、公的な奨学金制度は、公的費用によって行われなければならない、その目的は教育の機会均等のためのものであるべきであって、私的利益のため⁴⁷のものであるべきではない。

⁴⁶ このことから明らかに、教育政策ではなく、金融政策として奨学金が認識されていることがわかる。2012 年の国民新党のマニフェストでは、教育に関する私的負担が多いことを問題としつつも、金融政策による解決を目論むものであった。すなわち、公的費用の投入による私的負担からの解放ではなく、学生本人に奨学金を貸し出すことで、親世帯の可処分所得を増やすことを目的としている点で、全く筋違いといわざるを得ない。また 2012 年末には、納税者の孫への教育費負担を減らすという名目で、孫への教育費を非課税とする政策を決定したが、これも金融政策である。詳細については学費を参考のこと。

⁴⁷ 本年度の全院協アンケートでは深めることができなかったが、専門職大学院も研究状況の悪化が叫ばれている。「司法修習生「貸与制」 ローン大手オリコ独占 年約 6 万円天引き」(『しんぶん赤旗』2013 年 1 月 28 日付)では、司法修習生への貧困ビジネスが取り上げられている。これよれば、裁判官や検事など公的な司

③機構解体論

2014 年をメドに実施するとされていた機構の再編は、現時点ではいったん凍結状態となっている。2012 年にワーキンググループが会議をもった「学生支援機構の在り方に関する有識者検討会」は、機構を金融業務を行う法人に特化させ、回収促進業務をサービサーと呼ばれる民間会社に委託することで、事業の抜本的見直しと効率化を進めるべきだと指摘している。青写真としては、大学入試センター、大学評価・学位授与機構との統合を計画し、さらなる合理化を進めようとしている。

これに対して文科省は、奨学金は金融事業ではなく民営化には向かないと主張しているが、その一方で安定的な運営のために有利子奨学金や回収強化策を積極的に捉えている。これは、文科省独自の見解というよりは、奨学金の予算の大半を占める財政投融资が財務省の管理であることも関連していよう。2011 年 11 月の財務省・財政制度審議会では、機構について、機関保証と個人保証の組み合わせでもって奨学金を利用させること、日本国際教育支援協会を学生支援機構にインハウス化することで保証業務を効率化させること、などが検討されている⁴⁸。

これに関しては、機構改革のみならずより広義のコンテクストに埋め込んで考える必要がある。というのは、現在独立行政法人通則法が改悪の過程にあるからである。すなわち、独立行政法人の業務に対する国家責任を免責しながらも、各法人への財政的・政治的管理を強めることという矛盾した目的を達成するために、「独立」行政法人から行政法人へと通則法を改悪しようとしているのである。そもそも、奨学金事業をはじめとして、民間事業や市場原理では成立し得ない領域だからこそ国家がやっていたのである。それに対して、公的費用を抑制しながら各独法への管理を強めることは、問題の解決には成り得ないだろう。

独立行政法人には、大学院生の就職先としての専門職を擁する組織も少なくない。通則法改悪は、機構のさらなる劣化と大学院生の就職難を加速させるもの⁴⁹であり、大学院生にとって利益は全くない。

第 4 項 運動の方針

①奨学金政策の方向性

最後に、運動の方針の提起である。2012 年 9 月 11 日に国際人権規約 13 条 2 項(b)(c)の留保撤回がなされたが、翻って私たちが気づいたのは、13 条 2 項(e)が適切な奨学金という項目がないがしろにされている現状であった。OECD の 2012 年度版(データは 2009 年のものに基づいている)によれば、日本は OECD 加盟国の中で 4 番目に高い学費を負担しながら、奨学金を含む経済支援を受けている学生は 33%にとどまっており学費を徴収している国の中では最も経済支援を受けていない部類である⁵⁰。先日の留保撤回までは留保していたのが日本とマダガスカルだけであったことを反映する形で、OECD

法職に就く司法修習生のために給料とされていた給付制奨学金は、貸与型へと改悪された。その貸与奨学金は、オリコという大手ローン会社によって、手数料(機構奨学金で言えば機関保証)が年 6 万円も天引きされている。これに対しては、司法修習生を中心としたビギナーズネットが運動を行っており、全院協も彼らとの共闘が重要となる。

⁴⁸ 財政制度等審議会財政投融资分科会「議事要旨」(平成 24 年 11 月 20 日開催分)の資料より。

⁴⁹ 「独立行政法人の大整理に関するシンポジウム」の全院協による会場発言を参照のこと。<http://ameblo.jp/kokkoippan/entry-11408859560.html>

⁵⁰ OECD 「2012 年版カントリー・ノート：日本」『図表で見る教育—OECD インディケーター』(2012 年 9 月 11 日)

の中では唯一学費の無償化と給付制奨学金がなされていない国であった。

上に見てきたように、奨学金の悪化、すなわち学生ローン化と機構の民営化は甚だしい。この項目の遵守は、国際社会から日本政府への楔であろう。給付制奨学金の創設に対しては、文科省要請の際に、学費減免枠を拡大することをもって給付制奨学金の機能を果たしているという回答であったが、アンケート報告書からも分かるように、大学院生は収入がなく、学費が高く、仕事がないことが問題なのであるから、収入がないことに対して学費を免除するだけでは不十分である。学費以外にも、生活費や研究費がかかるからである。

したがって、運動の課題は以下ようになる。具体的には、第一に給付制奨学金創設であり、給付制と表裏をなす各種免除制度の拡充である。奨学金問題の特殊日本的な本質は、貸与であることである。言い換えれば、貸与の問題点を修正しつつ給付制の性質を持つものへと改めていくのが重要となろう。貸与を漸進的ではあれ給付へと変え、所得連動型給付制奨学金の収入上限と返還猶予制度の年限撤廃を抜本的に拡大し、ブラックリスト化やマイナンバー制度と対峙しつつ、教育権の固有性を担保する必要がある。

一方では今まさに問題を抱えている者の返還不安を解消し、貸与制という枠内でもできるだけ奨学金の理念に近い制度を求めていかなければならず、他方では学びの意欲と可能性を持つ人を経済的負担から解放して研究へと専念するようにしなければならない。奨学金の理念の実現から出発し、利用者本位の視点から理念へと前進する運動が求められている。

②独自の経済支援策について——各大学および加盟校との関連から

上記の方針は、全院協が活動する上で継続的な課題であるが、今年度のうちに深められなかった論点について言及しておきたい。各大学の独自の経済支援策と加盟校の取り組みについてである。

現在、奨学金はその大半が日本学生支援機構によるものである。これは既に述べたとおりであるが、ではそれ以外の奨学金がないのかというと、そうではない。企業や財団法人によるもの、地方公共団体によるもの⁵¹、各大学・大学院によるもの⁵²など、多様である。ただ、指摘した HP を確認すればわかるように、どの奨学金も、ほぼ数名程度、そして数年間という限定が強く、経済支援と言っても、部分的・一時的にとどまるといわざるを得ない。

あくまで一般論からすれば、一方では経済支援が利用できるのは院生にとってのメリットであるが、他方では経済支援の財源をめぐる批判が生じうる。経済支援の財源とはすなわち、第一に成績優秀者への給付制奨学金は、実際には全学生から徴収される高学費によってまかなわれているのではないか⁵³、第二に給付制奨学金を実施できるのは財政基盤が強固な大学であって、給付制の奨学金を利用できるかどうかをひとつの媒介として大学間格差が広がるのではないか、という批判⁵⁴である。このように、各

⁵¹ 日本学生支援機構 HP「地方公共団体・奨学事業実施団体が行う奨学金制度」2013年2月4日最終更新。
http://www.jasso.go.jp/statistics/syogaku_chosa/dantai_h24kekka.html#jouken_ari

⁵² 日本学生支援機構 HP「各大学の奨学金制度（学内奨学金・授業料等減免制度・徴収猶予制度に関する調査）」2013年2月21日最終更新。

http://www.jasso.go.jp/statistics/syogaku_chosa/gakunaisyougakukin.html

⁵³ 今年度のアンケートによれば、奨学金利用者のうち、国立大学の給付制奨学金は4.2%であるのに対して、私立大学の給付制奨学金は28.4%である。私立大学は国立大学よりも高学費であることと併せて考えると、高学費によって給付制奨学金の財源をまかなっているのではないか、と想像される。

⁵⁴ 昨年度は言及していないが、65回の全代決議案まではこの理由をもって各大学独自の奨学金制度が批判さ

大学独自の(奨学金を含む)経済支援は両義的である。

ただ問題は、この独自の経済支援の評価ではない。今年度の論点として深めることができなかつたのは、それがどこまで院生の実態にそうものなのか⁵⁵という問いかけであり、各院協や自治会の運動による(経済)支援の要求の達成であり、全院協が加盟校との交流の中からそうした運動に関わることができたか、ということだと思われる。詳しくは加盟校拡大を参照されたいが、全院協としてどこまで理事校との交流を深めることができるかについてはかなり制限があることは自覚しつつも、院生の実態とその条件改善が全院協の大きな仕事のひとつであるとするならば、加盟校の運動や制度改善についても積極的な関連を持つことを提起したい。

第5節 留学生問題

2012年5月1日の時点で大学院生留学生在籍者数は39,641人であり、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)及び大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設に在籍する留学生も合わせると、137,756人に上る。震災の影響があった昨年度、一昨年度は停滞気味であったが、概して大学院留学生の人数は増加傾向にある⁵⁶。この背景には1983年の「留学生受け入れ10万人計画」を基にした、2008年の「留学生30万人計画」が存在する。「留学生30万人計画」は「日本を世界により開かれた国とし、アジア、世界との間のヒト、モノ、カネ、情報の流れを拡大する」グローバル戦略展開の一環として、2020年を目途に留学生受入れ30万人を目指すものであるが、政府の政策のもとで留学生が増加してきたにも関わらず、国からの留学生に対する支援は充実しているとは言えないのが現状である。全院協でこれまで取り組んできた留学生問題は、主に私費留学生を検討対象としており、今年度もまた私費留学生の経済問題、住居問題を中心に分析した。「アンケート調査」によれば、留学生院生の留学形態は、国費留学生21.3%、私費留学生78.7%となっており、その殆どを私費留学生が占めているが、国から経済支援を受ける国費留学生と比較すると様々な格差が生じている。ここではこれまで全院協が分析してきた私費留学生の経済問題、住居問題の実態及び近年の動向を取り上げる。

第1項 留学生の実態

①経済問題

留学生、特に私費留学生が抱える大きな問題の一つに経済的困難が挙げられる。国費留学生は授業料全額免除に加えて、修士課程では月144,000円、博士課程では月145,000円が国から支給されるのに対して、私費留学生に対する経済支援は、月額65,000円が1年間給付される私費外国人留学生学習奨励費給付制度と、わずかな授業料免除措置しかない。外国人留学生は日本の学生が使用する第一種、第二種奨学金を使用することができないため、私費外国人留学生に対する奨学金は私費外国人留学生学習奨励給付制度しかないのである。しかし、現行の私費外国人留学生学習給付制度だけでは、私費留学生に対する奨学金としては不十分である。このことは、私費留学生の学習奨励費給付に対する要望の中で、

れている。

⁵⁵ 例えば東京大学人文社会系研究科では、博士課程の院生に対する博士課程研究遂行制度という経済支援策が採られている。この制度の問題点は、少額であることや人数制限があることということよりも、「学生に知られていない」ということであって、ここにおける院協の役割は、制度の改善を訴えることのみならず、制度の周知を呼びかけることも重要だろう。

⁵⁶ 日本学生支援機構「平成24年度外国人留学生在籍状況調査結果」(2013年2月)

「給付期間を1年間から延ばしてほしい」が962人(59.3%)で最も多く、次いで、「給付金額の増額」が896人(55.2%)、「受給者数の増加」が826人(50.9%)となっていることから明らかである⁵⁷。

このようなわずかばかりの経済支援の中で、しかも、異常な高学費や高物価という日本特有の環境で、私費留学生はアルバイトで学費・生活費を稼ぐしか選択肢がない。しかし、「アンケート調査」によれば、そのアルバイトが研究に支障を与えていると54.4%の私費留学生が回答している。私費留学生にとっては生活を維持するためにアルバイトは欠かせない収入源であるが、私費留学生はそのアルバイトによって研究時間を確保できないという状況に陥っている。

②住居問題

経済問題に加えて留学生の宿舎を巡る状況も様々な問題点を抱えている。学校や公益法人が設置する公的宿舎に入居している留学生は全体の21.7%に過ぎず、残りは民間宿舎、アパートに住んでいる状態である⁵⁸。

2010年に「留学生借り上げ宿舎支援事業」が施行され、民間宿舎を借り上げ留学生に宿舎を提供している大学に対し、単身用については一戸につき80,000円(上限)、世帯用については130,000円(上限)の支援金を交付する制度が出来たが、該当する民間宿舎等に同一の留学生を入居させることができる期間は1年未満に過ぎない。しかも、文科省へ問い合わせたところ、2010年度は2,228戸(単身用2,228戸、世帯用0戸)だったものが、2011年度は1,248戸(単身用1,242戸、世帯用6戸)となっており、事業自体も縮小していつている。

公的宿舎の一つであった国際交流会館については、事業仕分けにより、2011度末までに廃止が決定され、地方公共団体及び日本の国立、公立又は私立大学を運営する法人に対して売却されることが決定された。売却先が未定である国際交流会館等については、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)及び「国際交流会館等の設置及び運営について」(平成24年1月26日付文部科学省高等教育局長通知)の趣旨に基づき、2014年3月末まで、留学生宿舎を必要としている大学等に国際交流会館等の居室を貸し出し、留学生のために使用することになったが、宿舎に対する支援への充実には程遠いのが現状である。

第2項 全院協としての活動

以上のように、日本政府の推進する「留学生30万人化計画」を背景に、これまで留学生の在籍者数は増加し続けてきた一方で、留学生の置かれている状況は年々困難を極めており、私費留学生の経済問題、住居問題に対する国からの支援は早急に実現されるべき課題となっている。特に、わずかな経済支援しかない私費留学生にとって、学費無償化と奨学金の充実は重要な課題となっている。今後も全院協の活動として、国内院生と共に要求を行っていく必要がある。その際に大学院生経済実態調査アンケートの分析に加えて、留学生の実態を具体的に明らかにするためにヒアリングを行うのと同時に、留学生の省庁要請や理事校会議への積極的参加を呼び掛けていくのが望ましい。

⁵⁷ 日本学生支援機構「平成23年度私費外国人留学生生活実態調査概要」(2012年10月)

⁵⁸ 日本学生支援機構「平成24年度外国人留学生在籍状況調査結果」

第2章 2012年度の活動の到達点と課題、2013年度への提言

第1節 アンケート

全院協は、今日における大学院生の研究生活の実態把握と、大学院生の生活・研究諸条件の向上を訴えるために、2004年度から経済実態に関するアンケート調査を行っている。今年度も、いくつかの修正を加えつつ例年通りアンケート調査を実施し、その結果を報告書としてまとめた。ここでは、本年度のアンケート調査の実施過程を振り返り、その到達点と課題点について総括する。

第1項 調査用紙の配布・回収・集計

アンケートは第66回全代および第1回理事校会議の議論を経て内容を決定した。昨年に引き続き1,000件の回収を目標として行った。昨年度の実績をもとに加盟校ごとに目標数を定めた。

アンケートの回収は調査用紙（紙媒体）または Goggle Document を用いた Web 上での回答（Web 版）を用いた。アンケートは日本語版のみであり、他の言語による調査用紙は作成しなかった。調査用紙は、7月に3000枚関東事務局が印刷し、各学園に送付した。またメーリングリストによる添付とブログへのアップロードを行った。各加盟校におけるアンケートの配布・回収・集計はそれぞれの担当者に一任した。Web版については新たに Google Document を用いて必要な質問項目だけを回答できるようにするなど回答しやすいよう工夫した。またメーリングリスト、ブログ、twitter、Facebook等を用いて宣伝を行った。

各大学における集計については、事務局で用意した入力シートに、第1回理事校会議で提示した手順に従って調査結果を入力してもらった。集計作業が行えない学園に関しては調査用紙を郵送してもらい事務局で集計を行った。Web版の集計も事務局で行った。データの集計には例年用いていた「アンケートくん」ではなく SPSS という統計ソフトを用いて行った。

データ集計の締め切り日は、8月15日に設定した（回収の締め切りは学園ごとに設定）。しかし最終的には、回収数をのばすため9月16日まで締め切りを延長した。

最終的な回収件数は、紙媒体535件（昨年度640件）、Web版220件（昨年度137件）の計755件（38国公立大学）であった。昨年度777件、一昨年度790件には達しなかった。

【学園別アンケート回収数（Web版を含む）】

北海道大:0/ 一橋大:146/200 早稲田大:40/40 中央大:55/80
名古屋大:46/50 京都大:66/80 大阪市大:50/90 日本福祉大:9/ 立命館大:99/300
東京大:117/ 龍谷大:31/ 首都大:33/

*回収数/目標

【歴代アンケート回収数】

2004年:658枚、2005年:566枚、2006年:453枚、2007年:466枚、2008年:457枚、2009年:616枚、
2010年:790枚、2011年:777枚

第2項 アンケート調査項目

昨年度は、(1) 要請行動などの運動方針策定に役立つこと、(2) 大学院生の客観的状況をデータとして明らかにすること、の二つの観点から大幅にアンケート項目を見直した。その結果、アンケート全体の体系的は大きく向上し、回答の際のストレスを一定程度軽減することが可能となった。昨年度のアンケート調査から (1) アンケートの項目の多さ、(2) 記述式回答の煩雑さ・不正確さ、(3) 奨学金に関する質問の不十分さ、(4) 成果主義・業績主義に関する質問の不十分さが指摘された。(1) はいくつかの質問を統合、(2) は選択式へ変更、(3) (4) は新設の項目をつくることで今年度は対応した。

第3項 調査結果の分析

前年度に引き続き、単純集計による経年比較を行うとともにクロス分析を行った。クロス分析軸については、(1) 学年軸、(2) 年齢軸、(3) 学系軸、(4) 所属大学・機関軸、(5) 留学生軸から今年度の傾向を分析した。

今年度は収入や時間など記述式ではなく選択式を採用したため、平均値は算出しなかった。また、調査用紙の一部に誤字があり集計ミスがあったと考えられたため、確認できる範囲で修正を行った。

第4項 報告書の作成と活用

アンケート調査結果の速報として、昨年度に引き続き『全院協ニュース』で簡単な結果報告を行った。またマスコミ向けにアンケート調査結果の概要を作成した。マスコミ向けの概要に関しては分かりやすいキャッチフレーズを用いること、文章を減らし図を増やすこと、内容に沿った自由記述を随時盛り込むなど読んでもらえるように工夫した。

アンケート報告書は今年度の調査結果の概要とそれぞれのトピックに関する調査結果を掲載した。これまでのアンケート報告書には記載がない質問項目がみられたため、本年度はアンケートの形式に沿って報告書を記載するように変更した。内容は (1) アンケート回答者の基本属性、(2) 大学院生の生活事情、(3) 大学院における高学費の実態、(4) 奨学金、(5) 研究活動の実態、(6) 研究条件の実態、(7) 意識、(8) 留学生問題であり、それぞれ事務局メンバーで分担し作成した。昨年度までは調査結果に関わる内容の自由記述欄の回答を抜粋し掲載していたが、分量が多くなるため本文中には掲載しなかった。また参考資料として、(1) 年度別単純集計表 (過去5年分)、(2) 自由記述欄回答、(3) 調査用紙を掲載した。(2) 自由記述欄回答は年齢・学年・所属機関・学系だけでなく留学生・社会人院生を明示し、内容によって大まかに分類して掲載した。

報告書は、関東事務局員を中心に600部作成した。作成に当たっては、負担軽減のために一橋大学内の丁合機 (各ページをセットして一冊にまとめる機械) を利用した。

完成した報告書は、例年通り各理事校に送付するとともに、マスコミ各社にも送付した。また省庁・議員要請や機構要請時の資料として活用した。さらに各種団体からアンケート調査の報告をしてほしいという依頼があり、そのような機会にも積極的に報告書を配布するようつとめた。

第5項 来年度への提案

今年度回収目標の1000枚に達しなかった理由として、アンケート回収時期が例年より遅くなってしまった点があげられる。第1回理事校会議の開催が昨年と比べて2週間ほど遅くなり、調査用紙の配布や回収に十分な期間をとることができなかった。そのため紙媒体での回答 (主に加盟校の院生) の回答

が昨年度と比べて大幅に減少している。権利停止校やオブザーバー校などへの協力依頼の時期、授業が行われている期間を考えるとアンケートに取り組む時期はなるべく早い方がよい。

紙媒体での回答が減少している中で、全体の回答が 750 件を超えたのは、Web 版での回答が昨年度より増加している点にある。特に東京大学では Web 版 79 件（紙媒体 38 件）と Web 版増加の一因となっている。東大については教育学研究科学生協議会と人文社会系研究科院生自治会の担当者と懇談し協力を打診した。どちらの研究科も紙媒体は協力できないということだったが、Web 版の案内を研究科のメーリングリスト、連絡網で送信してもらった。紙媒体は院協の役員等がそれぞれのゼミや研究室をまわって回収する必要がある、Web 版と比べて回収に対する負担が大きい。一方 Web 版はメールだけでは回答数がのびない可能性があり、日常的な活動による信頼関係があつてこそ Web 版の活用が可能となる。

また、Web 版は必要な質問項目のみ回答できるよう設定でき、自由記述の回答もしやすいなど回答者への負担感が小さい。その結果自由記述への書き込み数、分量ともに紙媒体よりも多いという特徴がある。SNS などを通じてアンケートの回答数を増やすことは調査自体の信頼性を高めるとともに、現在全院協がつながっていない大学における院生の実態を知り、全院協の存在を院生に伝える役割も担っている。紙媒体での配布が難しい学園を中心に、Web 版による回収の戦略を立てることは重要である。

今年度は回収時期が限られたため実施しなかったが、加盟校や個人だけでなく、それぞれの研究領域の学会にアンケートの協力を求めることを提案する。2012 年には西洋史学会の若手研究者グループがアンケートを行うなど、学会ごとでも若手研究者問題に取り組んでいる場合もある。特に理系の学生は加盟校や事務局のつながりだけでは数や分野が限られているが、理工学系学協会から形成される男女共同参画学協会連絡会が大規模なアンケートをおこなうなど、Web を用いたアンケート調査であれば協力してもらえ素地があると考えられる。

今年度アンケートの調査用紙は日本語で作成した。留学生の中には質問を理解できず、一人で回答することが困難な人もいた。時間を確保し日本人院生が回答に協力する、または英語版や中国語版の作成など、留学生が回答しやすいように工夫していく必要がある。

今年度は聞き取り等の質的な調査を行わなかったが、アンケート調査だけではわからない大学院生の実態を明らかにするべきである。特に外部の団体等でアンケート調査の報告を行う際には、具体例がある方が聞いている人は理解しやすく、数だけではわかりにくい実態を伝えることが可能である。またアンケート調査では回答数が少ないオーバードクターや子育てをしている院生、就職活動を行っている院生などの聞き取り調査に取組み実態を把握し問題を明らかにしていくべきである。

第 2 節 省庁・議員要請

第 1 項 要請行動の意義と目的

要請行動は、アンケート調査を基にして大学院生の生活実態を把握、分析し、院生共通の要求をまとめ、関係省庁および議員への要請を通じてその実現を求めるものである。全院協活動のなかで最も多くの院生が参加する企画であり、ともに院生生活活動に取り組む仲間との意見交流の場としても貴重な機会である。

今年度は衆議院解散という特殊な状況下での実施となり、政党要請はもちろん、議員との直接交渉の

場として要請行動を計画することが困難な状況になった。そのような状況下であったが、今年度の重要なトピックである国際人権規約 A 規約（社会権規約）第 13 条第 2 項(c)の留保撤回をふまえて、来年度以降の要請に向けた課題を提示する。

第 2 項 2012 年度要請行動の到達と課題

①要請の概略

2012 年 11 月 30 日、文科省および財務省への要請、政党要請、参議院文教委員会・参議院財務金融委員会の議員に対して要請を行った。また、前日には要請行動のための戦略会議を実施し、要請終了後に参議院議員会館内の会議室で感想交流の場を設けた。

要請行動にあたっては、アンケート報告書から浮き彫りになった院生の実態と要請の主旨を記載したビラを各大学院に送付し、要請への参加を募った。また twitter やブログなど Web による広報活動を通じて、大学院生に留まらず多くの人々に要請行動について呼びかけた。その成果もあって、当日の要請行動には中央大学、一橋大学、立命館大学、早稲田大学（以上、加盟校）、関西学院大学、首都大学東京、東京大学、東京農工大学、中京大学からのべ 36 名の院生・学部生が参加した。特に今年度は、例年と比べて学部生の参加者が多く、全国で院生活動を担う院生同士の交流とともに、学費や奨学金の実態について問題意識を抱えた学部生との交流の場となった。このことは、学費・奨学金に関する日本全体の運動を前進させていく一環として積極的に評価したい。

前日に戦略会議を丁寧に行ったことで、要請の参加者が全国の院生の実態を掴み、そのなかで共通する要求をもって議員や省庁に訴える、という要請の役割を認識し、要請をおこなうことができた。要請後には十分な感想交流の時間を確保したことで、今後の課題を共有することができた。

②各要請とその対応

今年度要請内容の特徴としては、日本政府が 2012 年 9 月 11 日に高等教育の漸進的無償化を示した国際人権規約 A 規約（社会権規約）第 13 条 2 項(c)の「留保撤回」を決定したことを要請の全面に押し出したところにある。また、より多くの院生が安心して研究生活を送るための支援の方策として、日本学術振興会特別研究員の採用枠の拡大も新たな項目として設けた。

しかしながら、後にも述べるとおり、要請の段取りについては課題が多く残った。文科省の要請に際して設定された 30 分の時間のうち 25 分が文科省側の答弁になり、大学院生の生の声を通じて実態を伝える、という時間を確保することができなかった。短い時間のなかで、私たちはポイントとなる「留保撤回」についての認識と昨年度、実施こそ頓挫したものの概算要求には掲げられていた給付制奨学金の概算要求からの削除について質問を行い、回答を求めた。具体的な交渉の場においては、授業料標準額の減額、授業料免除枠の拡大、給付制奨学金の創設の三点をセットで考えることが、大学院生の実態から必要となっていることを意識して要請をおこなった。文科省からは、給付制を諦めたわけではない、将来的には給付制を目指す、という回答があった。

また、学生の実態を伝えることが重要との考えから、今年度は、博士課程の進学を目指している学部生に実態を話してもらった。研究者を目指す人材が学費や生活費、奨学金返済の不安から断念することがあってはならない、ということをお話かける内容であった。

財務省要請は、地方課への陳情というかたちであった。アンケート報告書の概要を説明し、参加者か

らそれぞれの研究生活について話してもらった。参考意見という引き取りになり、要請に対する回答は無かった。

議員要請では、衆議院解散という状況下での要請から、参議院議員への要請に限定された。ゆえにより多くの議員へのアプローチをおこなうために、昨年に引き続き文教委員会の議員に加えて、財務金融委員会の各議員への要請を計画した。しかしながら、ほとんどの議員は不在であり、直接要請することが出来た議員は2名に留まった。

政党要請は、すべての党に電話掛けをおこなった。しかし、ほとんどの政党は選挙期間中にて対応不可であった。日本共産党は参議院議員会館内の田村智子事務所にて田村智子議員と学術文化委員会の担当者が対応した。全院協から要請の趣旨と院生の実態を一人ずつ話し、日本共産党の高等教育政策についても説明を受けた。社会民主党、国民の生活が第一（当時）については党本部を訪問し、要請文を渡すにとどまった。

第3項 文科省要請の分析

以下、文科省の回答要旨を整理しておく（詳細は『全院協ニュース』第236号を参照のこと）。→以下は文科省の回答の要旨

- ・「留保撤回」にもとづく、国公立大学の授業料減額、授業料免除枠の拡大
→ 厳しい財政状況のなかで減額は厳しい。授業料標準額については教育の機会均等という観点から維持に努める。私立大学へは経営努力としてお願いしており、授業料免除枠の拡大は概算要求でも計上しているところである
- ・給付制奨学金の創設、無利子奨学金枠の拡大
→ 政府与党会議の結果を踏まえ、給付制奨学金の予算要求は見送った。無利子奨学金枠は増やしている。所得連動型無利子奨学金制度を新設している⁵⁹。
- ・ブラックリスト化、返還猶予期間の上限撤廃、返還免除枠の拡大
→ ブラックリスト化は、返還金の回収促進とともに、多重債務防止の教育的観点からおこなっている。上限撤廃は、すでに返済している人との公平性の観点から難しい。返還免除枠の拡大は、現在大学院において適応されている「優れた業績制度」との関係から慎重に考えたい。
- ・日本学術振興会特別研究員の採用枠拡大
→ 予算を確保して、拡充を図っている。
- ・大学教員、特に若手教員の増加
→ 各大学法人の裁量に委ねられている。
- ・研究と学問の自由を損なわない就職支援
→ 就職率は改善しつつある。就職活動の長期化、早期化の問題は認識。
- ・基盤的経費の拡大
→ 国立大学の運営費交付金は昨年度より減っているが、予算水準を下げたわけではない。今後とも必要な予算の確保を求めていく。私立大学についても厳しい財政状況のなかではあるが、確保していく。

第4項 議員要請

⁵⁹ なお所得連動型無利子奨学金制度は、大学院生には適応されてない。

以下、要請した議員とその対応のリストを掲載する（詳細は『全院協ニュース』第236号を参照のこと）。

| 議員名 | | 対応 | 議員名 | | 対応 |
|-------|--------|-------|--------------|--------|----|
| 自民党 | 義家 弘介 | — | 民主党 | 白 眞勲 | ポ |
| | 森 まさこ | △ | | 尾立 源幸 | △ |
| | 野上 浩太郎 | ポ | | 藤谷 光信 | △ |
| | 上野 通子 | △ | | 加賀谷 健 | ポ |
| | 若林 健太 | △ | | 鈴木 寛 | ポ |
| | 鴻池 祥肇 | △ | | 斎藤 嘉隆 | △ |
| | 愛知 治郎 | ポ | | 川上 義博 | ○ |
| | 佐藤 ゆかり | ポ | | 大久保 勉 | △ |
| | 水落 敏栄 | ポ | | 大塚 耕平 | △ |
| | 古川 俊治 | △ | | 那谷屋 正義 | △ |
| | 林 芳正 | △ | | 蓮 舫 | △ |
| | 橋本 聖子 | △ | | 藤田 幸久 | △ |
| | 石井 浩郎 | △ | | 水岡 俊一 | △ |
| | 熊谷 大 | △ | | 玉置 一弥 | — |
| | 磯崎 陽輔 | △ | | 川崎 稔 | △ |
| 西田 昌司 | △ | 金子 洋一 | △ | | |
| 中山 恭子 | △ | 田中 直紀 | △ | | |
| みんなの党 | 中西 健治 | △ | 国民の生活 が第一 | 広野 ただし | △ |
| | 柴田 巧 | △ | | 谷 亮子 | △ |
| 公明党 | 山口 那津男 | △ | 大地の党 | 横峯 良郎 | △ |
| | 石川 博崇 | ポ | 国民新党 | 自見 庄三郎 | △ |
| | 竹谷 とし子 | △ | 共産党 | 大門 実紀史 | ○ |
| | 山本 博司 | — | | | |

※ ○：議員対応、△：秘書対応、ポ：ポスティング、—：要請できず

第5項 来年度に向けての課題提起

まず、一点目としては、事務的な手続きの問題である。文科省要請では全院協側が応答する時間と、参加者の声を伝える時間を文科省側にきちんと確保させることが、今年度要請の大きな反省点となった。文科省と要請の日程等を連絡する際には、丁寧に時間設定を担当者と打ち合わせておくべきである。またこの点と関連して、文科省側にこちら側の意図をくみ取らせ、スムーズに回答させることができるような要請項目をつくっておくことを心がけてもらいたい。

二点目は、文科省の学費・奨学金認識についてである。対応した各部局の担当者たちの答弁を確認する限り、文科省は「留保撤回」という事実とその意義についての認識が著しく希薄である。学費の漸進的無償化を日本政府がどのように認識し実行するののかについて問いただすことは、今後の全院協運動の役目であり大きな課題である。併せて考えていきたいのが、授業料免除枠の拡大の方向性と授業料標準額に関する今後の動向、大学院生における所得連動型無利子奨学金枠の導入と、それに付随して改めて自民党政権下で動き始めたマイナンバー制の導入についてである。これらのトピックは、来年度以降も

要請において意識的に対応していく必要があるものとして、理事校会議等を通じて継続的に検討していくことを提案しておく（学費の節、奨学金の節を参照のこと）。

三点目は、議員要請についてである。今年度は、衆議院解散という特殊な状況下であり、多くの議員へのアプローチを試みて、昨年度と同じく参院文教委員会と参院財務金融委員会の議員を選んだが、財務金融委員会の議員への要請は効果的ではない、という意見が議員秘書から出ていたことが報告されている。要請議員の選択に際しては、より効果的な方法を模索していく必要があるだろう。

最後に、政党要請についてである。今年度に入って、奨学金の問題が各メディアで取りあげられ、奨学金の問題は日本全体の関心となりつつある。この時局を積極的に活用したい。そのことと関わって、より多くの政党に問題提起していく必要がある。ゆえに政党要請は、できる限り多くの政党へ行うことを提案する。

今年度の要請は衆議院が解散する中で行われ、選挙中という理由で多くの政党から要請を断られた。解散してから要請まで時間がなく今年度は行わなかったが、公開質問状という形をとったほうが効果的だったかもしれない。今年度 2013 年は参議院選挙も行われる。それに向けて公開質問状を作成することを提案する。

第 3 節 学生支援機構要請

第 1 項 今年度の要請活動

今年度の日本学生支援機構(以下、機構)への要請は 2012 年 1 月 17 日に機構・市ヶ谷事務所にて行なった。昨年度は宣伝の時期が遅れたこともあって参加者が 7 名とふるわなかったため、その反省を活かして、昨年よりも早期に、そして繰り返し宣伝を行なった。理事校・加盟校メーリングリストのみならず、全院協のブログや twitter を用いて参加を呼びかけた。

当日は一橋大学 4 名（うち事務局員 1 名）、東京大学 3 名（うち事務局員 2 名）、中央大学 1 名（事務局員）、学部生 2 名の計 10 名が参加し、機構側は職員 3 人による対応だった。当日の流れとしては、参加者による事前会議を 1 時間ほど行ったあと機構要請を 1 時間半ほど行い、同事務所に併設している日本学生支援機構労働組合の部屋にて感想交流を 30 分弱ほど行った。

第 2 項 要請内容

事前会議においても共有したが、今年度の要請のポイントは給付制奨学金の創設だった。所得連動型無利子奨学金の大学院生への適応、返還猶予期限（経済的理由の場合は 5 年間であり、言い換えれば 5 年を超えると返還義務が課されることになる）の撤廃など計 9 項目あったが、今年は給付制奨学金創設を項目の一番目にして、特に強調した。（要請項目・質問項目については文末参照）

というのも第一に、日本政府の高等教育政策に対する国際環境が変化したからである。昨年 9 月に、日本政府は国際人権規約 13 条 2 項(b),(c)すなわち中等教育・高等教育の漸進的無償化に関して、長年行ってきた留保を撤回した。その無償化を進めることに対して、学費もさることながら、2 項の(e)適切な奨学金という項目を遵守して利用者の立場に立つべき機構が、留保撤回をどのように考えているかを問いただすことになった。教育の機会均等という奨学金の理念、ひいては憲法の理念からみても、奨学金は給付制でなければならないだろう。

第二に、全院協アンケート報告書からも分かるように、奨学金の特殊日本的な問題は貸与制にあるか

らである。アンケート報告書によれば、利用者の平均貸与額は 300 万円を超えており、1000 万円を超える人も少なくないことが示されている。そればかりか、奨学金返済の延滞による個人情報信用機関への登録(いわゆるブラックリスト化)や、「債権」取立て業務の回収強化を進めようとしている。問題の本質は、奨学金を返さなくてはならないことにあり、言い換えれば、給付制奨学金の創設が急務だということである。

第 3 項 機構の対応

まず対応した機構の職員 3 人から、私たちの要請項目について返答がなされた。しかし、給付制奨学金を含むおおよその回答は、財政難を理由に実現困難であるとされた。「お金がないから給付制奨学金は作ることができない」、「返済してもらわないと困る」、そのために「債権回収強化もしなくてはならない」という認識であった。また、私たちが「奨学金の理念にのっとって、文科省に対してもっと必要なことを訴えていくべきだ」という意見を述べても「文科省の指示を粛々と実行していく」という旨の回答が繰り返され、機構自体の自律性を鑑みないとも感じられた。

現在、状況は一時的に先送りとなっているが、機構は学位授与機構・大学入試センターとの法人の統合化、そして「債権」回収業務をサービサーと呼ばれる民間業者に積極的に下請けへと業務委託を行うことで、機構の解体が進展しようとしている。昔は奨学金の返済が滞ってもある程度は許されたという意見もあるが、今となってはもはや職員の立場としても現在の制度の急激な悪化を追認するようなものとなっているといわざるを得ない。

上記の回答は、事業予算などの財政的な観点からなされたものだが、こちらも批判や実態を伝えることで対応した。ある学部生は、高校生の段階できちんと説明がなされずに大量の借金を背負うことの怖さを語り、またある院生は、既に家族には頼れないので(人的保証ではなくて)機関保証制度を使っているものの、その保証額が数年に渡るとかなりの額になることを批判するとともに、給付制奨学金の必要性が高まっているのであればその必要に応じた予算が組み立てられるべきだと発言を行なった。私たちの生の声を直接伝えることができたのは、大きな意義があることだと思われる。

第 4 項 総括と方針

今回の要請の意義を確認しておきたい。

まずは機構の独自性について。それは第一に機構が持つ情報であり、第二に機構が奨学金を告知・取り扱い・対応している機関であるということから生じている。奨学金の理念は財政難を理由として実現を阻まれており、財政権限に関与しない機構への要請が意味を持つのかは疑問かもしれない。しかし、学生を対象にした大規模調査の実施や実態報告などの情報提供の側面で、少なくない影響力を文科省および社会に対して有していることは確かであろう。このことは、機構に大学院生の実態と全院協の要求を伝えることで、それを政策に反映させていくことができることを意味していると思われる。

他方で、こと近年、機構の自律性が疑問符に付されているとも言えよう。すなわち、上記においても言及したように、回答において「文科省の手足」論とも言うべき機構の自律性を鑑みない⁶⁰回答が度々

⁶⁰ 独立行政法人通則法第 3 条 3 項は、独立行政法人の自律性について以下のように定めている。「この法律及び個別法の運用に当たっては、独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない」。この通則法は現在、「独立」行政法人を文字通りの意味で独立性を奪うという意味において行政法人にするという「改正」が行われようとしている。奨学金の情勢報告にて言及しているので、本稿と併せて確認

見られた。その帰結とも言えるが、全院協側が要求した給付制奨学金に対して否定的であるのみならず「民間の学生ローンに比べればまだまだましな奨学金である」との回答も繰り返された。この認識は、奨学金の理念から大きく乖離するものであり、利用者の立場に立つものとは全く言えない。言うまでもなく、こうした機構の立場については、徹底して批判しなくてはならない。

このように、機構要請からは機構の位置づけに関する長所と短所が浮き彫りになっており、長所をうまく利用することと短所を批判するという両面をもって機構と対峙する必要がある、利用者の立場に立った奨学金制度の実状がまさにせめぎあう場であることを改めて強調しておきたい。

第三に、全院協側の理論武装についてである。今回、機構とのやりとりを経て、奨学金が業績主義、経済合理性の徹底、国籍主義という問題を抱えるものであることが理解できた。業績主義とは教育の機会均等を誰もが享受することよりも業績を優先するものであり、本来は給付が当然である奨学金の返済を貸与として顧みていないことが分かる。それだけでなく、返済強化を行うのは奨学金にさえ経済合理性を徹底する態度——それは結局、長期的に見た経済や社会の成長を妨げることにほかならない——であろう。留学生に奨学金を利用させず少額の留学支援費をもうけることしかしないというのは日本国籍を有しない人への教育機会均等を保障しないという意思の表れである。

全院協は時間的にも能力的にも政策の体系的理解を行うに十分でなく、実態を伝えることはできたものの、奨学金の理念に照らして実態と制度をどのように関係付けるかという考察は不徹底だと総括せざるを得ない。これに関しては、会議や要請の運営も含めて、戦略や方針との兼ね合いから考え直す必要があるかと思う。

総じて、機構要請の意義はけっして少なくない。今年度は、事前会議において参加者の間で高等教育の問題点を共有することができたし、要請の時間もかなり取ることができた。終了後は感想交流も行って機構と参加者のズレが意識されるとともに、今後の課題も浮かび上がってきた。充実した要請にすることができたと思っている。

このように、機構要請は欠かすことのできない重要なものである。したがって、来年度以降も機構要請を行えるように計画的に取り組む必要がある。特に近年、理事校や加盟校からの参加があまり芳しくないようなので、顔の見える関係性を作っていくことが重要だろう。

* 捕捉——要請項目と質問事項

(1) 要請項目

- ① 給付制奨学金制度の創設を求めます
- ② 第一種奨学金の採用枠を拡大していくことを求めます
- ③ [新設] 所得連動型無利子奨学金を大学院生にも、第二種奨学金利用者にも適応することを求めます
- ④ 返還猶予期間(5年)の上限撤廃を拡大していくことを求めます。加えて、それら制度の周知徹底を求めます
- ⑤ [新設] 標準修業年限を超えて大学院に所属する場合にも奨学金を利用できるように求めます
- ⑥ [新設] 奨学生採用時の初回の振込をできるだけ早く行うことを求めます。特に予約採用に決定された場合は、4月から奨学金を受けられるよう求めます
- ⑦ 個人信用情報機関の即時中止、延滞金制度の即時撤廃を求めます

されたい。

- ⑧機関保証制度の保証料減額を求めます
- ⑨以上の要請事項を関連省庁、機関に要請していくことを求めます

(2)質問事項

- ①個人信用情報機関登録者数全体とそのうちの大学院退学・修了者数
- ②返還猶予 5 年を過ぎた延滞者数全体とそのうちの(a)大学院生数・大学院卒業生・退学者の人数(b)大学院に在籍している留学生数・大学院を卒業した留学生・大学院を退学した留学生
(この(b)に関しては、留学生は奨学金を利用することができないので、質問としては不適切である)
- ③それぞれ上記該当者の貸与総額と返還月額の平均と分布状況
- ④[新設]オーバーマスター(修士課程に 2 年以上在籍していて、留学をしている場合を除いた大学院生)やオーバードクター(博士課程に 3 年以上在籍している大学院生)への奨学金利用はどのように規定されているか。また、もし利用できないとしたら、それはなぜなのか

第 4 節 広報活動

第 1 項 全院協ニュース

全院協ニュースは全国の大学院生の生活実態を共有し、運動への共感を広く内外に広げる媒体として多くの人に読まれることを目標に、第 234 号(8 月)、第 235 号(11 月)、第 236 号(1 月)の計 3 回の発行を行った。全院協ニュースは事務局員が印刷し各大学に郵送している。また全院協のブログからも過去のニュースが閲覧できるようになっている。

全院協ニュースの内容としては、第 234 号では 2011 年度の日本学生支援機構要請の報告、第 235 号ではアンケート報告書の概要、第 236 号では省庁・議員要請の報告を掲載した。また今年度は、①大学院と大学院生を取り巻く情勢分析(海外の大学院制度、大学改革、奨学金問題、留学生問題、就職問題)、②各院生自治会・院協紹介を位置づけ、全院協ニュースが情勢学習の資料として役立ち、各院生協議会・院生自治会の交流の場として有意義なものになることを目指してきた。院生自治会・院協紹介では、東京大学人文社会系研究科、東京大学教育学研究科、一橋大学、中央大学大学院経済学研究科・商学研究科、名古屋大学、大阪市立大学、龍谷大学の計 7 本の紹介文が寄せられた。また、特別寄稿として愛知県学費と奨学金を考える会の紹介文と、立命館大学の院生から「院生規定の再構築—立命館大学院生協議会連合会の活動から—」が寄せられている。しかし、今年度は院生自治会・院協活動紹介を募集するという点においては低迷することとなった。そのため、事務局会議や理事校会議において積極的に執筆を依頼するとともに、加盟校拡大とも連携しながら、全国に様々な大学院における自治会活動・院協活動を発信することが次年度の課題の 1 つになると考えられる。

また、今年度の全院協ニュースの活動においては、全院協の主な活動である省庁要請や日本学生支援機構への要請への参加を促進するものとしては十分機能していなかったということが課題として挙げられる。今年度のニュース発行は例年よりも 2 週間程度遅い時期に行われており、各要請行動までに十分な時間をおいて発送することができなかった。そのため、各要請行動への参加の呼びかけという役割を十分果たすことができなかったと思われる。したがって、次年度以降は、省庁要請や機構要請の日程と調整しつつ、1 年の見通しを持ちながら全院協ニュースの発行スケジュールを考えていく必要があるだろう。

そこで、次年度以降の検討課題として以下の二点が挙げられる。

第一は全院協ニュースの発行回数である。今年度は前年度を踏襲して計3回の全院協ニュースを発行してきたが、3回の発行では上述のように要請行動への参加の呼びかけとしては十分機能しがたいと考えられる。ここでは、例年その年の第2号にあたる全院協ニュースに、大学院生の経済実態に関するアンケートの結果及び概要を掲載しているため、発行が要請行動の直前となってしまうということが課題となる。それゆえ、発行回数を増やすことで、全院協ニュースが情勢や各大学の取り組みを興隆する資料としてだけでなく、要請行動への呼びかけとして機能し得るものになるよう検討する必要があると考える。

第二に、現在の大学院生の状況に合わせた内容を検討する必要があるという点である。全院協ニュースは主にアンケートの結果や各大学の取り組み、大学を取り巻く情勢を共有するための資料として活用されることを主な目的としているが、実際に全院協ニュースが各大学でどのように読まれているのか、十分に機能しているかは把握できていない。そこで、理事校会議等の場でこれらについて交流するとともに、その実態に合わせたニュース内容を編成することが求められよう。またその際には、各大学からニュースの内容についての要望を聞き取るなどの取り組みも必要であると考えられる。

○2012年度全院協ニュース発行スケジュール及び内容

| | |
|------------------------------|--|
| <p>第 234 号 (8月2日発行)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○新旧役員挨拶 ○全院協紹介 ○大学院と大学院生を取り巻く情勢 <ul style="list-style-type: none"> ・大学改革を巡って ・海外の大学院制度 ○2011年度学生支援機構からの文書回答 ○特別寄稿「院生規定の再構築—立命館大学院生協議会連合会の活動から—」 ○第1回理事校会議報告 ○編集後記 |
| <p>第 235 号 (11月3日発行)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○議長巻頭言 ○2012年度大学院生の経済実態に関するアンケートの概要 ○大学院と大学院生を取り巻く情勢 <ul style="list-style-type: none"> ・奨学金問題 ・留学生問題 ○省庁・政党要請に向けて ○院生自治会・院協活動紹介 ○第2回理事校会議報告 ○編集後記 |
| <p>第 236 号 (1月13日発行)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○議長巻頭言 ○2012年度省庁・議員要請、政党要請の報告 <ul style="list-style-type: none"> 要請項目/文科省要請/議員要請/参加者の感想 ○大学院と大学院生を取り巻く情勢 |

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・就職問題 ○院生自治会・院協活動紹介 ○全国代表者会議のご案内 ○編集後記 |
|--|---|

第2項 ブログ・ツイッター

社会運動団体にとって IT・ソーシャルメディアの活用は、院生自治会・院生協議会の有無を問わず大学院生に情報を提供できる点、また社会的な注目を集めるためにも、その重要さは明らかである。同時に常に管理・更新をしなければならないものであり、その体制の構築が大切である。

広報媒体は 2010 年度より管理・更新の容易さから HP からブログに広報媒体が移っていたが、今年度は HP のデータの一部をブログに移管してこの流れを進めていった。その上で、更新回数と分量の増加を図っている。内容は、会議や企画・アンケート調査・「全院協ニュース」発行の報告に加えて、奨学金の会の声明（10 月 25 日更新）、衆議院選挙（12 月 11 日更新）など時事問題のほか、「全院協ニュース」やアンケート報告書の目次、要請項目、集会などでの講演・発言などを掲載している。

また、twitter での活動も活発化させた。twitter は 2010 年度から始めたものだが、事務局の引き継ぎを行った 5 月以来、飛躍的な拡大を達成している⁶¹。ツイート内容は、コメント付きの時事ニュース、文部科学省の情報、企画や会議の案内、メディアへの働きかけ、ツイートへの返信、大学院生の声の紹介などで、必要な情報については繰り返しツイートした。フォローについては、大学院生、高等教育問題に理解を示す方、こちらをフォロー・リツイートされたアカウントに対して行った。

これらのメディアは、更新の内容と回数が重要である。不特定多数の受け手を意識した、分かりやすく、全院協・大学院生の立場を訴え、かつ多くの共感を呼ぶ内容を、粘り強く継続的に取り組む体制を今後も築く必要がある。また、写真などの視覚情報や双方向性の不足（主にブログについて。フェイスブックの活用も 2011 年度に議論されている）といった課題も依然として抱えている。複数の担当者を置く、広報メディアの在り方を検討するといった取り組みも追究してゆくべきではないか。

第3項 対外宣伝活動

各種マスメディアに対する広報では、特に省庁・議員要請に向けた宣伝を強化した。具体的にはマスメディア向けの報告書概要の作成した上で、文部科学省記者会・メール・twitter と三つの媒体で行った。要請本番の案内もメール・twitter で別に行き、日本学生支援機構への要請でも同様に案内を送っている。今年度、全院協がメディアに取り上げられた報道は以下の通り。

- ・連合通信（隔日版）11 月 8 日「収入不足で研究に支障 大学院生の 6 割超」
- ・NHK ニュース 11 月 19 日「大学院生 4 人に 1 人 バイトで研究に支障」（ツイッター上で 1000 を超える反響）
- ・しんぶん赤旗 12 月 1 日「苦しい大学院生生活 全院協共産党に支援要請」
 - ・京都民報 12 月 9 日「給付制奨学金求める 全国大学院生協議会が省庁・議員要請」
- ・しんぶん赤旗 12 月 17 日「学びたい、でも… 全学連「黒書」・全院協調査」

⁶¹ 3 月 16 日現在で、608 ツイート・1313 フォロワー・640 フォロー。今年度の拡大規模は約 550 ツイート・約 1250 フォロワー・約 600 フォロー。

- ・東京新聞・中日新聞 1月31日「経済苦忍ぶ大学院生 国の支援策これから」（ツイッター上で250を超える反響）
- ・『経済』2013年3月号「大学院生の経済実態調査と省庁・議員要請」

この他にもいくつかの取材依頼があったが、残念ながら全てに対応することは出来なかった。全院協の社会的認知度を高めてゆくためにも、マスメディアに対する広報を一層充実させることは不可欠である。

また、集会・シンポジウムの発言、労働組合機関紙の記事でも宣伝活動を行った。発言の内容と経緯は他団体連携の項目に譲りたい。これらの項目は以下の通り。

- ・10月20日 「反貧困世直し大集会2012」子ども・若者問題ブースで文書発言
- ・11月10日 日本科学者会議若手研究者問題懇談会で報告
- ・11月16日 自由法曹団・国公労連・特殊法人労連主催「独立行政法人の大整理に関するシンポジウム～国民への影響は～」で発言
- ・1月12日 日本科学者会議東京支部はづきの会で報告
- ・1月25日 子どもの貧困と格差から守る連絡会議で発言
- ・1月26日 奨学金の会結成5周年記念集会で発言
- ・2月22日 全院協「アンケート調査から見た大学院生の研究と生活」が京滋地区私立大学教職員組合連合機関紙『京滋私大教連』285号に掲載

要請行動など全院協の活動は年度の後半に活動が集中する傾向が見られ、より広い機会を捉える事の出来るようにする必要がある。今後も他団体連携を行う中から宣伝活動に取り組んでゆく。

第5節 カンパ活動

第1項 カンパ活動の経緯と今年度の活動

全院協は、この間の長期的な加盟校数の減少、とりわけ2007年の立命館大学の脱退の結果として、収入が加盟分担金のみの場合、財政収支が単年度あたり約30万円の赤字になるという深刻な財政危機に陥った。そのため、加盟分担金を財政の基軸にするという原則は維持しつつも、カンパ活動によって収入の不足を補うことが必要な状況にある。

こうした中で全院協は、2008年度からOB・OGに向けた臨時のカンパを実施してきた。さらに2010年度からは、今後財政が短期的に改善することは困難であるとの予測のもとで、(1)より恒常的に、(2)OB・OGのみならず院生自治活動に理解のある大学教員に対してもカンパの依頼を行うようになった。こうした活動の結果として、2008年度は約30万円、2009年度は約35万円、2010年度は約46万円、2011年度は約28万円のカンパを得てきた。

今年度も基本的に昨年度の方針を維持し、30万円を目標としてカンパ活動を行った。7月に郵送でカンパの依頼文を送付し、協力者にはお礼文とともに今年度の活動紹介としてアンケート報告書と全院協ニュースを送付した。また、事務局員の個人的なつながりのある方や、奨学金の会の会議など外部の活動に参加した際にも、参加者に直接カンパの依頼を行い、さらには、京都総評や京滋私大教連などの団体にもカンパ依頼を行った。

第2項 来年度に向けて

今年度は省庁・議員要請の参加者が想定していた人数よりも少なかったために支出を抑えることができたが、会計収支全体では赤字となっており、依然として厳しい財政状況にある。そのため、来年度もカンパ活動を行う必要がある。またカンパ活動は、多くの大学教員・関係者に全院協の活動を知ってもらう重要な機会でもあり、そうした広報の観点からも、カンパ活動を継続することが望ましい。

これまでも行ってきた郵送によるカンパ活動が基軸となるだろうが、郵送によるカンパ活動だけで目標金額を越えることは難しい。それゆえ、今年度と同様に、事務局員が個人的なつながりのある方や外部の企画に参加した際にカンパの依頼を行い、目に見える活動を行うことは重要である。

今年度は加盟校にもカンパ活動に協力してもらおうという方針であったが、方針を実行することはできなかった。というのも、面識がない先生いきなりカンパをお願いするのは失礼ではないかという意見が加盟校の担当者から出されたためである。来年度は加盟校担当者の個人的なつながりで、カンパをお願いできそうな教員がいれば協力していただくという形にしたい。

第 6 節 他団体連携

今年度は昨年度と同様に奨学金の会と高等教育懇談会（旧五者懇談会）の二団体に参加し、その他の団体との連携も模索してきた。高等教育機関関連団体の集まりである高等教育懇談会とは問題関心の多くを共有しており、連携することで大学院の問題を社会的に訴えることができる。奨学金の会は給付制奨学金創設などを目的とした教育機関関連団体などの集まりで、社会的問題になりやすい奨学金はこうした団体と協力して要請していくことが効果的である。

第 1 項 今年度の取組み

①奨学金の会

奨学金の会は、正式名称を「国民のための奨学金制度の拡充をめざし、無償教育をすすめる会」とい、千葉大学の三輪定宣名誉教授を代表者として、教員などの労働組合、学生団体から構成されている。およそ月 1 回役員会を行っており、奨学金を中心とした教育政策の共有や参加団体の交流、活動方針の確認などを行なっている。

会としての活動は以下のようなものであった。今年度の役員会は、事務局から一人は出席するようにした。役員会において教育政策の最前線や運動の戦略を知ることができるのは大きな強みであり、出席することがとくに重要であろう。運動への具体的な関わりとしては、外務省要請（6 月）と文科省要請（7 月、10 月）があったが、10 月の文科省要請に事務局員が参加し、全院協の省庁・議員要請に向けてよい経験となった。11 月には、会の参加団体からの要請を受けて「独立行政法人の大整理に関するシンポジウム」にて会場発言を行なった。また会の発足が 2007 年であることから、2013 年 1 月には 5 周年記念シンポジウム「みんなで前に進めよう——教育は無償に奨学金は給付に」を行い、全院協からも登壇した。現在、来年度の国会に向けて学費無償化と給付制奨学金創設を中心とする署名を行なっているため、こちらも事務局員を中心に協力を行なっている。

全院協だけでは能力的にも時間的にも運動の制限が少なくないが、会への参加によって重要な知識や戦略が身につけることができるので、これからも積極的な関係構築が重要である。

②高等教育懇談会（旧五者懇談会）

五者懇談会は年3回程度開催され、今年度はすべての会議に参加することができた。五者懇談会という名称は当初の参加団体に因んで呼び習わしたものであり、より幅広く団体・個人と連帯共同していくための障害となることが危惧されたので、第19回五者懇談会の際に「国民の期待に応えうる高等教育をめざす懇談会」通称「高等教育懇談会」と名称を変更した。

今年度の高等教育懇談会では全院協のアンケート結果や要請行動の内容を報告し、その他の団体の活動内容の共有や、大学改革実行プランの議論などを行った。大学の教員などとの意見交換のよい場となった。

③その他の団体

今年度の要請行動には「愛知県学費と奨学金を考える会」の学部生が参加し、全院協ニュースへの原稿の依頼など連携をすることができた。また高等教育懇談会にも所属している「日本科学者会議」や「子どもを貧困と格差から守る連絡会議」において大学院生の実態について報告をおこなった。さらに今年度は京滋地区私立大学教職員組合連合、京都地方労働組合総評議会への訪問・懇談や、京都府学生自治会連合主催の集会・デモに依頼を受けて参加するなど関西地方でもできる限り連携をおこなってきた。このうち、京滋私大教連の第56回臨時大会では大学院生の問題が一節を割いて取り上げられるなど、これまでに無いものとなった。その背景には、約2か月前に訪問・懇談したことが先方の会議日程と噛み合ったこともある。この他、協力する団体などの企画の広報にも努めた。大学院生の問題は教育問題に関わる人にとってもよく知られていない内容であり、大学院生の実態を伝えていくことは不可欠である。できる限りアンケート調査の実態を発信し、各種団体と連携していくことが大切である。

第2項 2013年度への提案

2013年度も奨学金の会と高等教育懇談会については毎回の会議に事務局員が参加できるよう調整する。その他の団体については、事務局員の負担とにならない程度に連携していくことが望ましい。大学院生の実態を知ってもらえるため、大学の教職員組合などには大学院生の問題を大会などで取り上げるよう依頼することを提案する。

*今年度企画に参加するなど連携した団体

国民のための奨学金制度の拡充をめざし、無償教育をすすめる会（奨学金の会）

国民の期待に応えうる高等教育をめざす懇談会（高等教育懇談会）

愛知県学費と奨学金を考える会

日本科学者会議

子どもを貧困と格差から守る連絡会議

全国労働組合総連合

全日本学生自治会総連合

京都府学生自治会連合

京滋地区私立大学教職員組合連合

京都地方労働組合総評議会

第7節 加盟校拡大

加盟校拡大はそれ自体を目的化するのではなく、各大学院協の運動の発展に対して、全院協ができることを考えるべきである。それぞれの大学で院協活動が活発化してこそ、総体として院生運動の成果をえることができる。各大学の状況に応じた柔軟な対応をとり、数年スパンでの関係構築を念頭におく必要がある。

また全院協が奨学金制度の充実、学費の漸進的無償化、就職問題の改善といった、全国の大学院生に共通の要求を一貫して主張し続けてきたことの意味も忘れてはならない。社会集団としての大学院生の利害を全国的に代表する組織は全院協だけであり、その責任と可能性の自覚の上に運動を継続していくことが、全国の院生自治会から信頼されるための最も重要な条件である。

加盟校拡大において今年度の最大の成果は6月に開催した第67回全国代表者会議で立命館大学が再加盟を果たしたことである。67全代では、立命館大学再加盟にともない加盟校拡大に関する声明を決議している。立命館大学に対しては、2011年度の議長が出張して意見交換の場をもった。アンケート報告書や全院協ニュースを用いて、立命院協の中核的メンバーにあらためて全院協運動の紹介を行い、運動方針に関して討論した。その成果もあって、省庁要請には立命館大学から3名（+学部生1名）の参加があり、全院協運動へのより深い賛同を得た。それと同時に、要請行動の日程中に再加盟に向けた具体的議論を交わした。これを受けて全院協から立命院協へ「全院協への再加盟の呼びかけ」文を正式に送付した。立命院協でこの呼びかけに関して審議がなされ、2012年5月23日の立命館大学院生協議会連合会代表者会議において、全院協に加盟する方針を賛成多数で可決し再加盟に至っている。また、重要な点としては、加盟分担金の支払いに関しては年度末に再度議決をとることが採択されていることである。2007年の立命院協脱退の際は全院協の会計についての問題点が指摘されている。会計の公正さ透明性を保ち、必要に応じて説明していくことで、加盟分担金の負担について理解をしてもらうよう努力する。

その他の大学に関しては以下の取り組みをおこなった。

① 権利停止校（龍谷大学、関西大学）への権利停止「解除」の呼びかけの継続

龍谷大学院生協議会に関しては、全院協ニュースやアンケート報告書の郵送を行った。またアンケート調査に関しても協力してもらうことができた。要請行動前に事務局員が懇談し全院協の活動や要請行動の説明を行い、龍谷大学での活動についても交流を行った。しかし、理事校会議や要請行動には日程の都合が合わず参加してもらうことはできなかった。今後も引き続き関係を構築し、権利停止解除に向けて具体的に議論していく。

関西大学に関しては、大学の事務に連絡したが「自治会についてはわからない」との回答であったため、進展していない。大学関係者に聞くなどして存在を確認する必要がある。

② オブザーバー校とのさらなる関係強化

今年度は東京大学教育学研究科学生協議会と人文社会系研究科院生自治会の担当者の方と、理事校会議の内容の共有やそれぞれの院協での取組みの交流など定期的に懇談することができた。そのような関係の中で、アンケートに対する協力や理事校会議の東大での開催などが実現した。今後も引き続き関係を構築し、再加盟の呼びかけを行っていく。

首都大に関しては、加盟校拡大の観点から実質的な進展はない。全院協に関係する首都大院生が極めて多忙だったこともあり、当該大学院における自治会再建運動の具体的現状も把握できていない。しかし、省庁・議員要請には首都大から2名の参加者があるなど、人的交流は確実に発展している。

③ 全院協とはつながりのない院生協議会への働きかけ

現在オブザーバー校、権利停止校としてつながりがある院協だけでなく、全国には全院協とはつながりはないが、精力的に活動を行っている院協についてインターネットで検索を行った。神戸大学大学院経営学研究科院生協議会とは **twitter** を通じて連絡をとることができた。その他京都大学大学院経済学研究科院生協議会、東京大学大学院経済学研究科院生協議会があることが分かり、今後全院協ニュースや会議の参加などを通じて関係をつくっていく。

④ 取り組みへの参加呼びかけ

全院協を維持していくためには、加盟校を拡大することと共に、理事校会議、要請行動等、全院協の取り組みへの参加者を増やし、全院協への理解者・協力者を増やすことが大事である。今年度は省庁・議員要請や機構要請に全学連や愛知県学費と奨学金を考える会などの学部生が参加し、全院協の活動について紹介することができた。アンケートの協力、会議や要請行動の参加など今後も多くの学部生・院生に参加を呼びかけていく。

⑤ 関西地方での交流会の開催

現在全院協の会議は東京で開催されており、関西地方からの参加は時間的にも金銭的にも困難があるため、関西地方での交流会の開催を模索していた。しかし事務局の多忙により交流会開催には至らなかった。来年度は事務局で担当を複数決め、日程の調整等早めに準備していく必要がある。

2012 年度の活動の記録

| | |
|---------|--|
| 3/10 | 第 66 回全国代表者会議 |
| 5/19 | 事務局引き継ぎ会議 |
| 6/16 | 第 1 回事務局会議 |
| 6/21 | 第 46 回奨学金の会役員会に参加 |
| 6/30 | 第 67 回全国代表者会議(第 1 回理事校会議) (顔合わせ、方針決定、情勢討議、各院協の状況共有、アンケート項目の最終決定、アンケート調査実施の確認と説明、立命館大学再加盟の承認) |
| 7 月～ | 各大学院でアンケート調査実施 |
| 7/6 | 東京大学大学院教育学研究科学生協議会を訪問・懇談 |
| 7/14 | カンパ依頼文の送付 |
| 7/17 | 東京大学大学院人文社会系研究科院生自治会を訪問・懇談 |
| 7/23 | 第 47 回奨学金の会役員会に参加 |
| 8/2 | 全院協ニュース 234 号の印刷・発行 |
| 8/3 | 第 19 回五者懇談会に参加 |
| 8/15 | アンケート第一次締め切り |
| 8/27 | 第 2 回事務局会議 |
| 8/28 | 全国労働組合総連合を訪問 |
| | 第 2 回理事校会議 (アンケート調査結果の共有 (単純集計)、分析軸の検討。要請行動に向けた準備の開始 (昨年度の省庁側の回答を分析。論点の精査)。 |
| 9/10 | 日本科学者会議東京支部はづきの会交流誌にカンパの依頼文を掲載 |
| 9/14~16 | 日本科学者会議第 19 回総合学術研究集会に参加 |
| 9/16 | アンケート最終締め切り |
| 9/20 | 第 48 回奨学金の会役員会に参加 |
| 10/2 | 第 1 回高等教育懇談会 (旧五者懇談会) 参加 |
| 10/6 | 京都府学生自治会連合主催「祝・国際人権規約留保撤回! 政府は早く学費無償化へ動けデモ」に賛同、参加 |
| 10/20 | 反貧困世直し大集会 2012 子ども・若者問題ブース文書発言 |
| | 第 3 回事務局会議 |
| 10/21 | 第 3 回理事校会議 (アンケート報告書結果の共有・確認。要請文の討議) |
| 10/22 | 奨学金の会文部科学省要請に参加 |
| 11/3 | 「全院協ニュース」235 号の印刷・発行、マスコミ宛アンケート調査報告書概要の送付 |
| 11/8 | 連合通信「収入不足で研究に支障 大学院生の 6 割超」掲載 |

| | |
|-------|--|
| 11/10 | 日本科学者会議若手研究者問題懇談会にてアンケート調査に関して報告 |
| | 教科書問題を考える小石川高校有志の会「教育における格差と貧困—奨学金問題から考える—」に参加 |
| 11/15 | 東京大学大学院教育学研究科学生協議会・人文社会系研究科院生自治会を訪問・懇談 |
| 11/16 | 「独立行政法人の大整理に関するシンポジウム～国民への影響は～」での発言 |
| | 龍谷大学院生協議会を訪問・懇談 |
| 11/18 | NHK から取材を受ける |
| 11/18 | 「2012 年度大学院生の経済実態に関するアンケート調査報告書」印刷・発行 |
| 11/19 | NHK ニュース「大学院生 4 人に 1 人 バイトで研究に支障」報道 |
| 11/20 | 第 49 回奨学金の会役員会に参加 |
| 11/20 | しんぶん赤旗から取材を受ける |
| 11/29 | 第 4 回理事校会議（要請行動事前戦略会議） |
| 11/30 | 省庁・議員要請行動 |
| | しんぶん赤旗・京都民報取材 |
| 12/1 | しんぶん赤旗「苦しい大学院生生活 全院協共産党に支援要請」報道 |
| 12/9 | 京都民報「給付制奨学金求める 全国大学院生協議会が省庁・議員要請」報道 |
| 12/11 | 第 2 回高等教育懇談会に参加 |
| 12/17 | しんぶん赤旗「学びたい、でも… 全学連「黒書」・全院協調査」報道 |
| 12/19 | 第 50 回奨学金の会役員会に参加 |
| 1 月 | 日本科学者会議東京支部通信「全国大学院生協議会（全院協）の活動紹介」掲載 |
| 1/4 | 中日新聞から取材を受ける |
| 1/12 | 日本科学者会議東京支部はづきの会にてアンケート調査の報告 |
| 1/13 | 「全院協ニュース」236 号の印刷・発行 |
| 1/15 | 京滋地区私立大学教職員組合連合および京都地方労働組合総評議会を訪問・懇談 |
| 1/17 | 日本学生支援機構への要請行動 |
| 1/25 | 子どもを貧困と格差から守る連絡会議にてアンケート調査の報告 |
| 1/26 | 奨学金の会結成 5 周年記念集会にて発言 |
| 1/31 | 東京新聞、中日新聞「経済苦忍ぶ大学院生」報道 |
| | 東京大学大学院教育学研究科学生協議会を訪問・懇談 |
| | 第 51 回奨学金の会役員会に参加 |
| 2/8 | 全院協「大学院生の経済実態調査と省庁・議員要請」が雑誌『経済』210 号（2013 年 3 月号）に掲載 |
| 2/9 | 第 4 回事務局会議 |

| | |
|------|--|
| 2/22 | 全院協「アンケート調査から見た大学院生の研究と生活」が京滋地区私立大学教職員組合連合機関紙『京滋私大教連』285号に掲載 |
| 2/23 | 自主学習グループ「読み解きレッスン」教育のリアル～奨学金問題から見えてくる今どきの教育・借金付け社会を考える～に参加 |
| 3/2 | 全日本学生自治会総連合第64回定期全国大会（3/1~3）で来賓挨拶 |
| 3/5 | 第3回高等教育懇談会に参加 |
| 3/7 | 京滋地区私立大学教職員組合連合第56回臨時大会に傍聴参加 |
| 3/14 | 第52回奨学金の会役員会に参加 |
| 3/16 | 第68回全国代表者会議（決議案の討論・採択、決算案・予算案の承認、次期理事校・役員の選出） |